

## 1. 議事日程

〔平成24年第3回安芸高田市議会9月定例会第3日目〕

平成24年 9月12日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第72号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）  
日程第3 議案第73号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第4 議案第74号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 議案第75号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第6 議案第76号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第77号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第78号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 議案第79号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第80号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第81号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

20番 藤井昌之

4. 会議録署名議員

17番 今村義照 18番 亀岡 等

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	浜田一義	副 市 長	藤川幸典
教 育 長	永井初男	総 務 部 長	沖野文雄
企 画 振 興 部 長	竹本峰昭	市 民 部 長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産 業 振 興 部 長	清水 勝
産業振興部特命担当部長	小田 忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教 育 次 長	沖野和明	消 防 長	久保高憲
会 計 管 理 者	森川 薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本 修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総 務 課 長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平 修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事 務 局 長	外輪勇三	事 務 局 次 長	山中 章
主 査	森岡雅昭	専 門 員	藤堂洋介
主 任	宗近弘美		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 塚本副議長 定刻となりましたので、ただいまの出席議員は19名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において17番  
今村義照君及び18番 亀岡等君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第72号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第73号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第1号）

日程第4 議案第74号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第1号）

日程第5 議案第75号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第1号）

日程第6 議案第76号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正  
予算（第1号）

日程第7 議案第77号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第8 議案第78号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第79号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第1号）

日程第10 議案第80号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第11 議案第81号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予  
算（第1号）

- 塚本副議長 日程第2、議案第72号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件から、日程第11、議案第81号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件までの10件を一括して議題といたします。

本案10件は、予算常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算常任委員長 赤川三郎君。

- 赤川予算常任委員長 予算常任委員会から報告をいたします。

平成24年9月10日付で、予算常任委員会に付託のありました、議案第72号から議案第81号までの10件の補正予算審査の結果について報告をいたします。

付託されました議案について、9月11日、予算常任委員会を開催し、市長、副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

「議案第72号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入・歳出予算総額に、それぞれ9,304万2,000円を追加し、予算総額を236億3,704万2,000円とするもので、主な内容は、4月1日の職員人事異動等による職員人件費の調整、施設修繕経費、不用施設の解体・撤去経費、防犯灯LED化推進補助金及び農道リフレッシュ補助金の追加要望に対する経費、医療機関の機器整備助成経費、有害鳥獣対策経費、土木施設や河川の災害復旧経費などが主なものとして計上されておりました。

審査の中で出された主な質疑や意見は次のとおりです。

総務部の審査におきまして、委員より「防犯灯のLED化を前倒しして本年度で終了するとの説明だが、本年度の終了は可能なのか、また、今後要望が出た場合、来年度の予算化は行うのか。」との質疑があり、執行部より「市民へは本年度の終了を市広報で周知しており、引き続き啓発して年度内終了を目指したい。申請漏れや新規施設等に対しては、来年度以降、新たな制度を検討したい。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきまして、委員より「電算を共同利用するクラウド化は早期に進めるべきと考えるが、これによる経費の削減効果の見込みはどうか。」との質疑があり、執行部より「クラウド化を予定している県内5市町で実施した場合、5年間で7,227万7,000円、率にして20.4%の削減効果が期待できる。」との答弁がありました。

市民部の審査におきまして、委員より「再生可能エネルギー調査研究事業は、新規事業として力を入れておられるが、事業費組み換えの理由と現在の進捗状況はどうか。」との質疑があり、執行部より「組み換えは、市内の自然エネルギー把握のための専門委員会設置費用である。また、調査については、関係課と連携を図りながら情報収集に努め、国の採択を待っている状態であり、おくれによっては単独での実施も考えられるが、全体の状況を見きわめながら進めたい。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より「ポリオワクチン予防接種の現状について」の質疑があり、執行部より「市内の接種対象者は、未接種者174人、1回の接種者72人の計246人。今年9月より、生ワクチン接種から、副作用の少ない、注射による不活化ワクチン接種に切りかえることになった。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より「鳥獣被害防止対策事業の国費事業と県費事業の地元負担金の違いについて」の質疑があり、執行部より「国の事業は防護柵に対する原材料費が対象で、10分の10を充当してよいこととなっているが、これまでの市の事業との関連があり、地元負担率を20%としている。県の事業は新規のモデル事業であり、防護

柵の設置のみではなく、モデル地区住民の研修会など、ソフト面も含めた事業となっており、県から10分の10の交付金がおりにることになる。」との答弁がありました。

建設部の審査におきまして、委員より「安全・安心・住環境リフォーム補助金は、どれくらいの経済効果が出ているか。」との質疑があり、執行部より「受付期間に63件の申請があり、約9,700万円の経済効果があらわれており、対象の市内施工業者は28業者となる。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきまして、委員より「学校耐震化推進事業の内容について、詳細な説明を願う。」との質疑があり、執行部より「可愛、小田、小田東の各小学校と向原中学校の4校の屋内運動場が対象で、耐震工事費、調査設計監理委託料、屋内運動場内のピアノや放送機材等の大型備品の運搬経費を計上している。」との答弁がありました。

「議案第73号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から「議案第81号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの9つの会計につきましては、4月1日の職員人事異動等による職員人件費の調整が主なものとして計上されておりました。

浄化槽整備事業特別会計におきまして、委員より「浄化槽管理委託料の増額は、当初より委託件数がふえたと捉えてよいのか。」との質疑があり、執行部より「今回の補正で、23年度整備分の161基分を計上しているが、当初予算では、23年度の見込み分を計上せず22年度末の基数で計上していた。今後はこのようなことがないように実施したい。」との答弁でありました。

各会計の「歳入・歳出」それぞれ慎重に審査し、補正額・補正内容等、適正であると判断し、議案第72号から議案第81号までの10議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○塚本副議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただ今の委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本副議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、本案10件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本副議長 討論なしと認めます。以上で、一括討論を終結いたします。

これより本案10件を個別に採決いたします。

まず、議案第72号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔起立多数〕

- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第73号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第74号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第75号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第76号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第77号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第78号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第79号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第80号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて、議案第81号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第12 一般質問

○塚本副議長 日程第12、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。質問方式は、一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確にわかるようお願いをいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員 17番、あきの会の今村でございます。大卒1点について、質問をいたします。

今、まさに地方自治体の行政経営能力が問われる時代というふうになってきております。地方財政改革の推進のために一概十数年にわたって行政評価システムの導入を訴え続け、今やその仕組みが当執行部や職員の並々ならぬ努力によって定着を見たことに大きな実は感慨を受けてお

る次第でございます。このことについて、浜田市長には5年間にわたりこれまで再三しつこいほどの行政評価システムの確立、並びに目標管理制度の確立のための論議におつき合いをいただきまして、大変ありがとうございました。深く感謝を申し上げながら、私にとっては実は今回、最後の一般質問というふうに思っておりますので、そのことについて再び行政評価システムの完全構築を目指すことについて、市長の御所見をいま一度お伺いしたいというふうに思っております。

まず1番目に、同システムの仕組みを今後どういうふうに市政の執行に生かされるお考えなのか、そこら辺について端的にお伺いをいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの、今村議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、このシステムは総合計画を確実に進めるためのツールと理解をしております。施策や事務事業の評価結果を、予算編成や事務改善に反映させるという基本的な考え方は、今も変わっておりません。昨年度より、予算編成においては、行政評価の結果を踏まえ、重点分野、項目を選定いたし、重点的に予算を配分することとしております。

今村議員には、これまで幾度となく行政評価の質問等いただきましたが、おかげをもちまして、平成18年度の試行導入から本年度で7年目を迎えますが、この間の試行錯誤を加え、目標設定から予算反映までの「サイクル」は、一応、確立できたのではないかと考えております。

今後も試行を重ねながら、より充実をさせていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 17番 今村義照君。

○今村議員 今回の仕組みをこの行政の中で生かすということでございます。そのためには、行政下の仕組みを活用して事務事業を配していただくことは必要であると。それから当面、いま行われてきておる民間委託。これらのことが大きくこのことの市政執行に影響を受けているという形で高く評価もしておるわけでございます。そこで、そういう経緯をたどりながら、本当に行政評価システムのあり方が本来、予算なり施策なりに適正に執行されているかどうか、そこら辺についてのお考えを、これまでの経緯を含めて再度お伺いをしたいと思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの再質問にお答えいたします。

私は、行政評価システムというのは非常に行政の執行をする上で大切な仕事と捉えてますけれども、反面、まだまだこれは確立されてない、非常に難しい課題と思っております。先ほど答えましたように、これからも試行錯誤を考えながら、より充実させていきたいと思っております。今

まで予算編成にあたっては、いろんな事業の進捗と評価を通しまして、予算に反映させていっておりますけど、より充実したものにはまだ距離があるような気がします。完全なものとするためには、まだまだ試行錯誤が要るんじゃないかと思っております。これだけで行政ができるなら簡単にいくんですけれども、これを踏まえながら社会状況とか政府の状況とかいろいろ変わってまいりますので、その辺との整合を保ちながら、よりよい施策を目指していきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 今村義照君。

○今村議員 当然、これはあくまでこの市政の執行のための政策をしっかりと市民に知らしめるというのが原点だろうと思うわけですが、その点についてはまた後に論ずるとして、これの確立のためにはもっと時間がかかるだろうと。その中身を検証されてみて、その確立のために何が課題としてあるんだろうと。どういったような項目なり、どういった今の仕組みの中で考えられる、この点の活用があればもっと効率を深めるのではなかろうかというようなお考えのところ、お気づきの点があれば、それをお聞きしたいと思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 気づいた点があるかとおっしゃいますけど、忠実に今まで事業の進捗とか、こういうものはやっていく必要があると思います。

それと私を含めた職員の教育がちょっと必要じゃないかと。評価の基準とか施策に対する価値観の違いがあつてはいい評価ができないと思います。この人事評価なんか特に人間が人間を評価するわけですので、このようなことは慎重にやっていかないけんということで、先ほども時間がかかるんじゃないかと申し上げました。一般社会のように、例えば、保険の売上高を契約したからあなた点数がいいとか、自動車何台売ったからええとかいうように、確実に目標が定まるものであれば結構ですけど、行政評価というのは、市民、国民一人一人のニーズがそれぞれ違うわけであつて、職員のほうもなかなか統一ができてないということなので、ある程度のこういう情報の共有しながら意思統一が必要じゃないかと考えております。まずは、私を含めた職員からの、いわゆる意識革命は大事じゃないかと思っております。

○塚本副議長 今村義照君。

○今村議員 これまでの執行の中で、確かに課題もあろうかと思うわけです。私が考える今の仕組みの中で、ここら辺でちょっとやっぱり欠けてる点、あるいはこういった点が欲しいなということは何点か申し述べたいと思います。

先ほど、職員の意識の問題といったようなこと。それから職員に対する教育の点もお話になりましたが、この政策評価シート、それから現在行われております事務事業評価シートの中で、先進事例も私いろいろ研

究しているつもりなんですけど、その中にですね、この点があったらいいんじゃないかなと思うのが、コストですね。コストの追及、これの検証がその施策ごとに行われれば、より事業効率が高まるんじゃないかなというふうな考え方を持っております。その評価が、このうちの仕組みではちょっと欠けてる面があるんじゃないかなというふうに、実は思うわけです。一昨年、及び昨年の評価シートの中身も多少変わってきておりますが、そういった面のことが言えるんだろうというふうに思うわけです。

それと、施策なり事業を行う上においては、その目標は明らかに記載され立てられておるわけですが、その施策を行う、あるいは事業を行う上でやはり心配な面、リスクな面、そういったこともことによってはあるかなと思うわけですね。そういった意味で、いわゆるちょっと方向性が違うんじゃないかなというふうな形でのチェックといいますか、そういった対応の項目が必要なんではないかなというふうに思っているわけです。いい言葉で言えば、現在言われております内部統制的なチェックの仕方、これも必要だろうというふうに思うんですが、そこら辺が考えられるんじゃないかと。もとより、この行政評価の仕組みはいかに住民のニーズに応え、住民意識をどこの政策に酌み取り、そのことを効率よく反映させることが第一でございますので、住民意識の酌み取り、あるいは情報を得る能力、ここら辺が最大、これからの重要課題になってくるように思います。そこら辺についての市長のお考えについてお聞きをしたいと思っております。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この欠点を補うということについては、私としては十分やっつてるつもりなんですけど、先生との見解の違いが大分ありますけど、おっしゃるとおりでございます。コスト評価というのは費用対効果なんですけど、非常に評価のしにくい面が多いんですね。例えば人口が少ないとか、過疎地域とか、まちのとの事業との人口が多いところだけ予算をつければいいんじゃないかとかということになりますので、それじゃ公平性に欠けるので、特にこの安芸高田市というのはそういうところ難しい点がありますので、御理解をしてもらいたいと思っております。このコスト評価というのは大事なことだと思います。民間のように、例えば、車を何台売ったらどういう評価をするなら非常に見やすいんですけど、非常に行政というのは幅が広くてなかなか奥行きが深いものですから、ちょっとこの辺は御理解してもらいたいとおっしゃるように、これからの行政はコスト評価というのをしていけないけんと思っております。事業の効果ですね。

それからもう一つのチェック面と、これはとりあえず安芸高田市で現在、長期計画の見直しとか主要事業の見直しという形をやっています。本来、長期計画をそのままやるというんじゃないし、時点修正を行ってやることをやっていますので御理解をしてもらいたいとおっしゃるように、

もっともっと厳しくチェックということでございましょうけど、この辺は課題としてこれから受けとめていきたいとかように思います。チェックはいろんな長期計画とか変更を伴いながらかけていきたい。いわゆる重点、例えば、合併の基本計画をつくったとしても、その時点と今の時点、経済状況とかいろんな国の状況も違ってしますので、その時点修正、市民のニーズに合わせた方向性に持っていききたいとかように思ってます。御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 ここに23年度の施策評価シートで、成果重視の行財政経営推進という評価対象の施策名、すなわち今後その行政評価をどういった形で生かしていくのかという、それこそ評価シートなわけです。そこにこれまで3年にわたる具体的な施策評価について行われてるわけでございますが、その中に行政評価の仕組みを活用して、事務事業の廃止、縮小、それから民間委託、今後の方向性を定めるとともに次年度の予算、あるいは各種計画の見直しなどに反映させていくと。できているものもたくさんあるわけです。そのことについては、こういった大きな成果ではないかなというふうに捉えておりますが、そこで非常に難しい問題なんですけど、今市長がおっしゃったように、その施策については行政の課題というのは非常に幅広いので、なかなか事業の縮小なり削減なりというのは難しいことではあるんですけど、現実には全てを受け入れるというようなわけにはいかんだろうというふうに思うわけです。そうすると、何を削っていくのかということがこれからの課題になるわけでございますが、3年その評価に基づいた形でやられてみて、その今後の事業のあり方、そこについてのお気づきになった点がありましたら、お伺いしたいと思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大変、今政府におかれても予算不足とか消費税を上げるとかになってますけど、基本的には安芸高田市は、次の誰かが一般質問されますけど、少子高齢化対策になってくると思いますけど、私は基本的には予算というのはやっぱり国のほうも消費税を上げてくるとかなるんですけど、そういうところは別にして、安芸高田市が少子高齢化を支えるためにはやっぱり主張してます市民総ヘルパー構想、いわゆる市民の方々に自助とか共助というものをしっかりと抵抗なく協力してもらえる体制をつくっていくということが非常に大事だと思ってます。このことが財源の節約になると思っています。これ今、安芸高田市、私だけ主張してますけど、先般厚生労働省に行っても大体同じようなことを言っていないと、消費税を何ぼ上げても追いつかないよというような状況でございまして。これが今まで何でも行政がやってもらえればええとかだったんですけど、ここのところじゃなしに、できるものは自助でやってもらうと。行政

がそれを補完していくというように、こういう仕組みづくりが非常に大事じゃないかと。そういう一環で市民総ヘルパー構想を掲げてますけど、なかなか物事、箱物をつくるとかいうのじゃないので、市民の方々に理解してもらうためには時間もかかると思いますけど、根気よくこれを続けていきたいと。このことが安芸高田市を支える将来の力になってくるんじゃないかと思っております。それから我々も、みずからも行財政改革をしっかりと、そのことを市民の方に見せていかないと、市役所も頑張るとるから我々も協力しようかとかいうことなので、安芸高田市では今、第二次行政改革をやってますけど、このことを引き続き継続しながら市民の御理解を賜っていく必要があるんじゃないかと思っております。特に、安芸高田市のように広い市町で行政効率が悪くてお金のかかる仕組みです、ここは。こういうことは今度の交付税是正についても考えてくれということは今から国にも主張していきますけど、それを置いても現況がこうなんですから、一番効率が悪いまちですから、やっぱり市民の方に協力を得てもらうことが今の理解してもらう一番の早道じゃないかとかように思っております。いろんな面でコストがかかる安芸高田市でございますけど、そこを工夫してしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので御理解をしてください。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 おっしゃるとおりなので、市民総ヘルパー構想のことについては、また後に論じたいと思いますが、次の質問に移らせてもらいます。

この行政評価の仕組みが業務の目標管理に基づいて検証し、さらに将来の政策展開を図るものであると。そしてその政策展開のためには、条件としていかに市民ニーズを酌み取り、そのことによってその政策評価を行う仕組みであるというふうに常々言っておりますが、そのために今後の政策のあり方については、今おっしゃったように、市民とやっぱり共有すべきことが必要だろうというふうに思います。そのことについてどのようにお進めになるのか。そこの御意見をお聞きしたいと思っております。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御承知のとおり「行政の透明性、市民への説明責任」は行政評価の目的の1つと考えております。

「政策のあり方」と「市民ニーズ」につきましては、これまで支所別懇談会やテーマ別懇談会、また自治懇談会等において説明し、御意見等も賜っているところでございます。

施策や事務事業の評価の決定は、決算数値を踏まえ、毎年8月末までにホームページに掲載いたしておりますが、「情報量の多さ」や「内容の複雑さ」などから、関心度が低いのも事実であると考えております。

また、毎月の幹部会議におきまして主要事業の進捗管理を行い、職員間の情報共有と合意形成を図っているところでございます。その中でも

重要なものにつきましては、議員の皆様方には、全員協議会や各常任委員会で報告をいたしておるところであります。平成22年度より、目標管理制度の取り組みとして「各部の仕事目標」、「上半期の執行状況」、「実施成果」について「何を、いつまでに、どうするのか」また「どうしたのか」ということを簡潔にまとめ、ホームページと広報紙により公表しているところでございます。

今後におきましても、「目標設定と評価」は評価シートで、また「事業の進捗管理」は進捗管理表により、これらを政策形成へつなげていく「目標管理型行政経営システム」としての充実と、市民への解りやすい情報公開を実施していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 行財政改革のために、一生懸命職員一同、執行部ともどもですが、頑張っておられるというのは大変私も頭の下がる思いであります。そして、幾ら情報を開示してもなかなか受けとめられないという実態、それに対するもどかしさも執行部のほうはお感じになっておられるというふうには思いますが、やはり残念ながらまだまだ情報開示に向けたやり方が、やっぱり欠如してるんだらうというふうに思うわけです。これは議会も含めて、そのことを反省しなければなりません。例えば、今市長がおっしゃった各部の仕事目標とか、それを具体的にいつまでにどういった形で進めるんだということを考えて私は見ておりますが、やはりそのことすら市民にとっては残念ながらわかっておられない方が大半なんです。そこの課題をこれからどうしていくのかが、大きな課題だらうというふうに思うわけです。そのことがこれからの市の方向性をどういう形で市民に示すのかということの課題だらうというふうに思うわけです。そのことの方策について考えてみたいわけですが、どうしたらそういう情報公開をした上において、市民との共有が得られるんだらうか。そこら辺についての御見解をお聞きしてみたいというふうに思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおり、市民の皆様方と情報を共有するということは大切なことです。職員にはかねてから余り行政用語は使うなというようなことの指示はしてますけど、そうはいつでも行政用語を使って説明するほうが見やすいんですけど、市民の方にわかりやすく広報とかをしていくというのはこれからも心がけていきたいと思っております。

また、方向性という試みといたしまして、例えば、このたびの光ファイバーの説明がありますが、職員全員が説明しようという手法をとっています。これはやっぱり我々、私を含めた担当が市民に説明するんじゃないかというので、職員が総出で市民に説明することによって御理解も深いんじゃないかということで、今その試みをしています。今までそういう行政と

そういう仕組みをとってないので、難しくなるところもありますけど、これからの事業につきましては、市民みんなで考えていこうじゃないかと。このたびはそういう光ファイバーの問題について皆さんで説明に行ってますけど、今後につきましては、新しい施策の展開については市民みんなで考えていこうと。税の問題にしても農業の問題、そのことによって、職員が理解することによって市民への距離が近くなってくるとかように考えております。非常に議員さんの質問、簡単なようで簡単ではないので、このことを地道に続けることが市民の方々の御理解を得る近道じゃないかとかように思ってますので、御理解をしてください。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 いみじくも市民ニーズを酌み取るには、実際には大変難しいことです。そこで今おっしゃいました、職員の地域進出ですね。そして総出でこの光ファイバー事業にあたるということですが、この方策を今後市政に大きく反映させる必要があるんだろうと思うわけです。行政執行をする職員の立場からすれば、いかに住民の情報を集めるか、それをどういう要望があるのか、酌み取る能力、ここに尽きるというふうに思うわけですね。そのためにはやはりどんどん職員が地域へ出て行って、地域の要望がどういったような形であるのか。この光ファイバーを中心にした説明会なり今後の教育の中で、そういったことを続けながら、市の方向性を住民とともに語るという場をつくられたらというふうに思いますが、その考えについてはいかがでしょうか。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりでございまして、今回初めて光ファイバーについての職員の協力をしたわけです。職員にしてもやっぱり生活があって、日曜日には家族のサービスをしないけんとかありますけど、そういうことも配慮しながら地道であっても続けていきたいと思ってます。このたびの光に限らず、これから生じてくる大きな問題につきましても、やっぱり情報を職員が共有するということが市民の方の理解を早めるんじゃないかと思っております。

議員御指摘のように、職員にとっても家族があって生活があるわけですので、そこにいかに気持ちよく行政へ協力してもらおうかというのは私の腕の見せ所かもわかりません。議員の御指摘のとおりでございまして。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 それでは、3番目の質問に移ります。

この行政評価のシステムは、導入後、政策評価及び事務事業評価をして、その検証の結果、主要政策として、どのような政策が今後、取られようとしているのか。先ほど、総ヘルパー構想ということで、一端は見

えましたけれども、こういった政策に今後力点を置かれるのか。これには、端的な政策、あるいは物によっては中長期的な計画も必要なわけですね。例えば、定住政策をどういうふうにするのか。それから農業振興をどういうふうにするのか。例えば、総ヘルパー構想をこういったような形で政策に結びつけるのか。そういう政策の概略について、ちょっとその方向性についてお聞きをしたいと思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の御質問にお答えをいたします。

先程も申し上げましたが、予算編成におきましては、行政評価の結果を踏まえ、重点分野、項目を定め予算を重点配分することとしております。中でも今や日本国全体の大きな課題であります少子・高齢化への対応が最も重要であろうかと今考えているところでございます。

平成22年度の国勢調査の結果によりますと、5年間で人口が約1,600人減少いたし、高齢化率も35.2%に増加しており、いわゆる生産年齢人口が減少しておるところでございます。このことは将来的に税収の減にもつながりかねない重要な問題であり、人口減に歯どめをかける施策の実施が急務と考えておるところでございます。

現在進めております「光ネットワーク整備事業」をはじめとしたハード事業は、平成25年度末までにはおおむね完了の見込みでございますので、今後は、「24時間保育事業」や「ファミリーサポート事業」の少子化対策、また「結婚サポート事業」や「子育て・婚活定住促進団地分譲促進事業」などの定住促進対策。高齢化による農業後継者不足解消などの農業振興対策、また、急速に進展する少子・高齢化に伴い増大する医療・福祉・介護経費の抑制など、さらに推進いたし、重点的に取り組まなければならないと考えております。これらの事業は短期的に効果が見込まれるとは限りませんが、継続して取り組むべき主要な事業と捉えております。そのためにも第2次行政改革を着実に推進いたし、限られた財源を有効に活用することにより、「自助・共助の理念」のもと、市民が「安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取り組みを今後とも展開していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 これから非常に厳しい財政状況が今後予測されます。26年度以降は、交付税の減額措置で大きく財政状況も変わってくるだろうというふうに思うわけです。大きなハード事業は、おおよそ今年度で終了いたしますが、これからやはりソフトを含めた政策を絞った形での行政の執行が余儀なくされるだろうというふうに思うわけでございます。そのことを今後の、今まで行われてきたその施策評価シートに基づいてそこらをしっかり検証し、コストを含め、それから事業の縮小も含め、そういった見直しが必要だろうというふうに大いに語られるべきだろうと。そのツールとし

ては、最適の仕組みであるというふうに思っておりますが、そのことを改めてお聞きして、私の質問を終わります。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　行政評価システム、今後の事業を推進していくためには大切な仕組みと私も理解をしております。ただ、社会状況とか地域の状況とかも変わりつつございますので、安芸高田市にとってどれが一番いいバージョンかということはみんなでも共有して決めていきたいと思っております。いろんな事業の展開において、やっぱり過疎地域が寂れるんじゃないかという反面と事業の効率化という反面と行革と、相反する二つのことをやっぱりうまく考えていかないけんということがございます。こういうことを考えながら、安芸高田市にとって一番すばらしいツールをみんなと一緒に考えていきたいとかように思っております。このことが一番最適っていうんじゃないしに状況に合わせて、議員御指摘のような評価システムを確立しながら、一般的な社会変化も加えながら、すばらしい行政評価システムを構築して市民の負託にこたえていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 　　以上で今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　　9番、宍戸邦夫でございます。

先の2項目にわたりまして通告をしておりますので、質問を市長にお伺いしたいと思っております。

まず、国民健康保険の運営についてでございます。以後、国保と省略させていただく可能性もありますので、御理解いただきたいと思っております。

7月14日から16日に国民健康保険税の率の改定に伴う説明会が各町で行われました。その時の説明会の状況、そしてそのことをどのように評価されているか、お伺いしたいのでございます。このことについては、国民健康保険税改定説明会の質疑、応答でも報告を受けておりますが、より具体的をお願いしたいと思います。この説明会につきましては、6月の定例会において国保の条例の一部改正が行われたことによる説明ということになっております。一人当たり19.94%の税の増額に伴う説明ということにもなっておりますが、まずその点について市長にお伺いいたします。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、先に開催をされました国保税改定に伴う説明会の状況並びにそのことをどのように評価しているか、という御質問でございます。

今回の説明会は、かねてから申し上げておりますように、税率を引き上げる際には、被保険者の皆様に丁寧な説明をさせていただき、御理解

を賜るという観点から、開催したところであります。

説明会は、7月14日から16日までの3日間、旧町単位に実施したところであります。6会場をあわせると276名の方に出席いただき、多くの質問や御意見を頂戴いたしましたところであります。このことは、国保税の引き上げについて、多くの被保険者の皆様方が、強い関心を示されたものと受けとめております。

各会場において出された主な質問や御意見は、一つ、医療費の動向と今後の税率改定はどのようになるのだろうか。二つ目、医療費を削減するための対策をどのように講じているのか。三つ目、滞納の現状と滞納対策はどのように行っているのか。四つ、基金残高や一般会計からの繰入金はどのくらいなのか。五つ目、今回の改定率が高くなった理由を教えてください。六つ目、健康づくりに関する取り組みを強化する必要があるのではないか、といった質問や御意見を聞いたところでございます。

景気が低迷する中で、特に国保加入者の多くは年金で生活されている高齢者の割合が高いことなどから、今回の税率の引き上げに当たっては、非常に心苦しいものがありました。一方で医療費は高齢化の進展に伴い、年々増加しており、安定した医療給付を行うためには、やむを得ない引き上げであったことなどを説明させていただきました。皆様方から厳しい御意見もいただきましたが、一定程度の御理解もいただけたものと受けとめております。

今後におきましても、事あるごとに国保財政の現状等を十分に説明し、医療費削減についても御協力をいただくよう周知を図ってまいりたいと考えております。また、国保保険者としての医療費適正化対策についても、万全を期すよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今回、説明会を開かれたということは、私は大変よかったと思うんです。今までにこの国保の運営に関しては、毎月市が発行しておられる広報あきたかたで、毎月きちょうめに税が上がります、医療費を抑制しましょう、こういう努力をしましょうということが毎月1ページにわたって出ております。そういう安芸高田市の広報にしっかり書いてあるにもかかわらず、やはりなかなか市民の皆さんにはこの国保運営について御理解いただけない、こういう実態があるのではないかと。それはなぜかと。私が思うのに、文章で幾ら説明しても、やはり市民の皆さん、もちろん私も含めてですけれども、顔を見ながら聞いてわからないことを質問して答えていただくということが一番理解が得やすいというふうに考えております。このことについて、先に福祉保健部長に以前聞いたときに、いろいろと案を出されてこれをやっていこうということもお話ししたということをお聞かせいただきましたけれども、そういうふうに先

ほどの今村議員さんの質問の一部に重なる部分もありますが、やはり職員が多少忙しいとは思いますが、現地へ出向いて市民の皆さんの目を見て顔を見て、聞いていただいて話をしていくということが、私は市民と行政との協働のまちづくりに一番大事なことだろうというふうに思うんです。というのも、この税率改正が中国新聞に載りました。そのときに、私は議員であるということですから、市民の皆さんから税金は上げないで欲しいという電話もいただきましたし、実際に口頭で言われたこともあります。手紙でも書いて送っていただきました。それについて私もきちょうめに答えたつもりではありますが、やっぱりプロではありませんので、直接担当していないということで説得力に欠けたというふうに思います。しかし、この説明会があった後、行ってよかったと。やはりあんたが言いよったとおじやったと。やはりこのことは行政だけに任せとったんじゃいけんのじゃなど。やっぱり我々国民健康保険に加入しているものの努力も必要なんだなということによくわかったよというふうなことも後から聞かせていただきました。そのことを考えたときには、先ほど私が申し上げましたように、直接市民に出向いて行って、説明する機会というのも大事なんだなと思いますが、今後このことについて継続、毎たびということにはならないと思いますが、できる限りこのことの説明会っていうか、いろんな光ファイバーもありましようが、説明会を開くということをお考えになってはどうかと思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　貴重な御意見をありがとうございます。市民の方々にこの保険制度の仕組みをしっかりと理解してもらおうということは大切なことと思います。今後機会あるごとに、先に行いました説明会はこれからもつくっていきたいと思ひまして、ただ、国民健康保険というこの制度自体が非常にパンク状態というか、日本の制度としてこの制度は続くんじやろうかという概念がございますので、そこらをしっかりと市民の方々も理解してもらいたいと思っております。このことをしっかりと市民の方々にも説明する責任がございますので、我々もこのことを広報とか、そういう説明会を通じてこれからも市民の御理解を賜っていきたいと思っております。貴重な御意見、ありがとうございます。

○塚本副議長 　　以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　　これからも一つそのことにつきましては、しっかりと市長さんの方針としてやっていただきたいというふうには思います。それで、ちょっとここで合わせて私が聞いた情報を聞いていただきたいと思うんですけど。この安芸高田市が8月号には、これは税率改正ができましたということが書いてあります。そして、10月には国民健康保険の決算の状況もきちっと書いてあるんですね。そういうふうに、この安芸高田市のこの広報

が、今ふるさと創生の会というのができておりまして、会員の方に送っていらっしゃるよ、全国各地へ。その方から私のほうに電話があったんです。このあきたかたの広報はすごいと。我がまちにはこういうのは出てないという、出ておりますけど、ここまでおもしろくわかりやすく書いてある。ただ字が小さいということは言われましたけれども、そういうふうな話を聞かせていただきました。そういうふうなことを考えたときに、これは広報担当者の皆さんの努力の成果だろうと思いますが、この安芸高田市には住んでいなくても、こういう国保の状況とかいろんな情報が、じゃ我がまちはどうなってるんだろうと、いま自分が住んでるところはどうなってるんだろうということで大変参考になると。初めから最後まできちっと読むと。そして広報が来るのを楽しみにしているというふうな電話をいただきました。それぐらい私は当たり前のように感じておったんですけれども、よその人から見ればそういう評価もされていると。そういうことでありながら、なかなかこのことが市民に周知ができてないのかなと、忙しいから読まれんという方もいらっしゃいますが、この広報には行政のいろんな事業等が濃縮されておりますので、そういうことをできるだけさらによく読んでいただくような周知を徹底することも大事なんだなと。このことが今先ほど言われました、国保運営について、制度について正しく市民の皆さんに理解をしていただくと、こういうことにつながると思いますので、その点についてさらに市長のお考えをお聞きいたします。

○塚本副議長　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長　浜田一義君。

○浜田市長　　貴重な御提言、ありがとうございます。

広報についてよそから評価をいただいたというのは誇りにございまして、ありがとうございます。お褒めの言葉をもらうことはないんですけど、ここのことはしっかり肝に銘じて、また生かしていきたいと思っております。

国保の保険がどうあるべきかという状態と今の安芸高田市の医療の状態というのが違うところがあるので、我々もこの制度自体はしっかりと堅持とか守ってもらいたいと思うんですけれども、物理的に限界に来てるところもあるので、国、県にもしっかり訴えながら、この仕組みを確かなものにしてもらいたいと思っております。我々安芸高田市の中山間地域にとっては、この国保制度というのは一つの頼みの綱でございまして、これをなくしてもらったら困るということになるので、そういうこともしっかりとこれからも考えていきたいと。あわせて、我々が市民の方々に健康であってもらうという施策の展開も並行していきたいとかように思っております。国保の運営につきましてもいろいろ後から質問が出るかもわかりませんが、行政が受益者だけじゃなしに、ほかの一般の加入されてない方からも支出を願ってるような制度でございまして、やっぱり大事に扱っていききたいとかように思います。

- 塚本副議長 以上で答弁を終わります。  
宋戸邦夫君。
- 宋戸議員 それでは、次の質問に移りますが、この国民健康保険財政の安定化に向けて今後の取り組みというものはどういうふうにご考えておられますか、お伺いいたします。
- 塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 国保財政の安定化に向けての今後の取り組みについての御質問でございます。お答えいたします。  
既に議会のほうにも報告をさせていただきましたが、本年2月に平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする「国民健康保険財政安定化計画」を策定したところでございます。  
基本方針といたしまして、一般会計からの法定外繰り入れに頼らない財政運営の確立を基底に据え、2年度ごとに医療費の推移等を勘案し、税率改定の必要性の有無についての検討作業を行うこととしております。  
また、各年度に発生いたしました決算剰余金につきましては、可能な限り基金に積み立てることとし、さらに、計画期間中におきましては、一般会計からの法定外繰り入れを実施いたし、保険給付の増加に連動した急激な税負担を緩和するための財源として、国保財政調整基金の増資に充てることとしておるところであります。  
国保の広域化につきましても、現在進められております都道府県の単位での一元化が、早期に実現できるよう、各市町と連携し協議検討してまいりたいと考えております。また、国保財政の安定化のために最も必要なことは、医療費の適正化であり、本計画においてもレセプト点検の強化や、医療費通知の継続実施、後発医薬品（ジェネリック）の使用推進、各種健診や保健指導、並びに生活習慣病予防対策の充実強化等を掲げているところでございます。  
とりわけ、医療費増加の大きな要因となっております生活習慣病対策におきましては、その重症化を防止するためのプロジェクト事業を本年度より着手いたし、平成25年度から本格実施することとしておるところであります。  
具体的には広島大学、JA吉田総合病院、市医師会などと連携し、国保レセプトデータからの医療費分析に基づき、高額医療につながる人工透析治療に移行する恐れのある、糖尿病性腎臓疾病患者への徹底した保健指導を行うプログラム等を実行し、腎不全への進行抑制を図ろうとするものであります。また、健診結果から医療機関への受診が必要と判定された高血糖等放置者に対する受診勧奨を医療機関と連携して実施していくものであります。  
これらの取り組みによりまして、医療費の着実な削減・抑制に努め、ひいては国保財政の安定化につなげてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思っております。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 国民健康保険財政安定化計画、市長、先ほど申されました平成24年度から28年度までの5年間、計画が立てられております。これは私も前にお話ししたことがあります、これは安芸高田市にとっては無理につくなくてもいいというふうな状況であります、あえてこの国保運営が厳しい状況にあるということからこの計画を立てて、市民の皆さんにしっかり周知して理解を得て、皆さんとともに努力して、国保が安定運営できるためにやられたんだらうとこういうふうに思います。その心意気は十分感じております。それでこれちょっと私読んだんですけど、これは当然、市民の皆さん、例えばいま3万1,000人、人口がおられてその約8,000人弱が国民健康保険に加入されて、後の方は社会保険なり市町村共済、共済保険とかいうところなんですね。ですから、その8,000人弱の方の国民健康保険だけじゃなくて、先ほど言われましたように一般会計からの繰り入れ、これ法定外繰り入れということになるんでしょうけれども、余りこういうことは好ましくないけれども、この国保を私たちの命を守るための制度として、大事な制度を守るためには一般会計からも、繰り入れもやむを得ないということで市長の判断でやっておられると思うんです。また、市民の皆さんも健康あきたかた21とか、市民総ヘルパー構想とか保険事業とかいろいろ展開をされておるわけです。市民の皆さんもこれに沿っていろいろ自分自身の健康は自分で守ろうということも考えて努力をされているとは思いますが、私がちょっと申し上げたいのは、この国民健康保険制度そのものが以前とはちょっと違って、構造的に課題があったり問題があるというふうに今ごろ感じるんです。過去20年ぐらい前はよかったかもわかりませんが、この国民健康保険制度そのものが、これは国が決めることですから市民がどう努力しても難しいところはあるんですが、これは国の問題として、また県としてもこの問題について、これはまた安芸高田市だけの問題ではないというふうに思いますし、また国も広島県なら広島県を一本にした広域化を目指した取り組みをとということも聞きます。しかし、これは広域化だけではやはり私は将来のこの大事な制度が継続できるのかなという、先ほど市長さんもおっしゃいましたが、ちょっと不安になってきたわけです。構造的に問題があると私は思うんです。そのことを市長は国に対して、県に対してどのような訴えといいますか、要望をされようとしておられれば、それをお聞きしたいし、今後どうされるのかお聞きいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおり、この国保制度ができた社会状況と現在は大きく異なっております。我々も個人的にはこの国保状態の見直しというのは当然必要であると思っております。いま安芸高田市、老老介護なんですね。保険を掛ける者がおらんような状況の中でこの国保制度といっても

なかなかぴんとこんということなんでございます。この国保制度を維持することにはやっぱり今の都市圏の方々、いわゆる若い者が多いところにやっぱり私はある程度の負担を要求していかないとこの制度は成り立っていかないとことだと思っております。客観的には、この国保を使ってもらう時間を短くするような施策の展開、予防福祉と言ってますが、スポーツとか生きがい対策の展開を我々進めていく必要があると思えます。病気を忘れてスポーツに専念してもらおうとか、こういう施策の展開があるんですけど、現象的には大きな国のツケをこの中山間地域へ取り寄せられてるような私は気がします。今度機会あるごとに、県、国にはこのことは訴えていきたいと思っております。今の安芸高田市も実はほんと言ったら国保、保険で賄えればいいんですけど、一般財源を投入したり、一般財源を投入してからやってる。ただ、先ほど議員御指摘のように、被保険者が国保対象者だけではないんですね。普通の社会保険の方もおられますので、その辺のバランスも考えたら、余りこの税金を投入しよると市長何やとるかになるし、バランスの許す限りで国保へ投入しているわけでございます。それでも国保税が高いというような現象でございますので、現在の仕組みについても議員御指摘のように、県、国へ少し物申す時期じゃないかと思っております。国保ができてから数十年たってますので、ここらで見直しを訴えるのも大事なことじゃないかと思っております。安芸高田市ね、高齢化が進んでおりましたが、今若い人が東京におっちゃってますよね、その東京におっちゃった人も安芸高田市から育っていったところですから、それ相応の税負担をしてもらってもいいんじゃないかと個人的には思っております。御理解を賜りたいと思えます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 私たちが、市民は行政が事業を展開されるにあたっては、それに沿った努力は当然するわけです。しかし、この構造的な問題は市民が努力してもできないというふうに思うんですね。自分の健康は自分で守るのは、これは基本的な考え方で、それは当然自分たちもやらないけんけど、このシステムを少しいらうということは、これとても市民の努力だけじゃできんのです。市民は努力義務はある、自分の健康を守るということで国保税を抑制するためには医療費を抑制していくというのはよくわかっておりますし努力はする。ただ、市民の努力義務だけでは、この問題は将来的には解決できないと私は考えておりますので、その点についてできない部分を行政はどうするのかということも国に対してしっかり訴えていただきたい、そこをもう一度、市長。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりでございます。今の国保は、老人と今のかける人と、被保険者と保険者のバランスのことですけど、このバランスが崩れてお

ったら全然保険料も高くなっていきますので、そのことにつきましては、日本国に責任を持ってもらわないけんという考えはあります。このことをしっかりまたこれからも皆さん方と一緒に国に訴えていきたいと思っております。言えることは、この国保ができた社会的状況と今の状況は非常に違った状態だということでございます。今、都会で活躍されてる方もちゃんと田舎から出身された方なので、この辺のことはうまく理解をしてもらえるような我々も努力をすれば、理解してもらえるんじゃないかと思っております。我々、私の思いかもわからんですけど、安芸高田市、やっぱり市民総ヘルパー構想何て言ってますけど、こういう仕組みの構築、国の制度をしっかりと使用する中で、こういう構想を充実していけば、ある程度他町には負けない対策ができるんじゃないかと私は自負しているところでございます。当然、国、県には訴えていきたいと思っております。このままほっといたら田舎には人は住むなということになりますので、私もそれは同感でございます。しっかりやっていきたいと思っております。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 この保険制度というのは、相互扶助、お互いを支え、助け合う、困った人を助ける、病気になった方をできるだけ費用負担を軽減すると、相互扶助ですね。そういう精神に基づいた法律なんですね。ですから、そういうものは一番、我々の命を守るためには、自分の命を自分で守れない、一人では絶対に守れないというふうに思いますので、こういう制度がないと、これをしっかり将来にわたって安定的に運営していくためには、やはり国は国としての責務として私は努力義務がある、こういうふうに思います。安芸高田市の高齢化が進む中であっては、広島市のように若い人もこの国民健康保険へ加入して働いて保険税を納められるような、ある程度豊かなところと、このような高齢化が進んでどうしても医療費がかさむ実態があるところと同じような国の制度では、私は今や通用しない、対応ができない、こういうふうに思っております。今後とも市長として、そういうことも国のほうへしっかり訴えていただくということが大切だと思いますので、市長も頑張っていただきたい。以上で終わります。

次の質問に移ります。安全と安心、災害に強いまちづくりについて、御質問をいたします。

各地域で自主防災組織が設立され、防災意識も高まり自主的に防災訓練等が行われていますが、これは継続することが大切だと考えます。そこで、今後、市として支援策はどのようにお考えでしょうか。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの問題でございますけど、国保の運営ですけど、課題はわかるんですけど、やっぱり皆さんで一体となって考えていかないけん。今や

っぱりだましならできるんですね、一般財源投入すればいいんですけど。本当だったらこれ独自でやるという国の方向なんですけど、だましもなかなかできないので、議員の方々にも何で国保が上がるんだろうとか、私らも上げることは余り市民の方に言いたくないからほっとくわけですね。ほっとくと今度つけがぼかんと来るもんだから、あたかも行政が悪いような感じになってくるという。毎年毎年議論すればいいんですよ。ただ、そういうように矛盾が出てきているということだけ理解してもらいたいと思います。大事な国保事業なので、しっかりと皆さんと一緒に考えていきたいと思います。当然、一般財源を投入するということは、普通の財政の運用からしたら非常に好ましくないことなんで、若干なこのぐらいなら許すと、1割なら許してもらえりけど5割ならだめよとかになってきますので、この辺もしっかり理解をしてもらいたいと思います。

ただいまの自主的な防災訓練の今後の支援策についての宍戸議員の御質問にお答えをいたします。

市の災害対応は、「自助」「共助」「公助」のこの三つを柱として進めているところでございます。地域で行われる自主的な訓練につきましては「自助」による活動でございます。地域が継続した訓練を積み重ねることによって防災に対する意識の向上、さらには、有事の際の素早い行動へとつながっていくことにより、みずからの安全が確保されるものと考えております。

現在、自主防災組織が行う訓練は、その地域を管轄する消防団と合同で行われるところが多く、消防団員が指導者となり土のうや簡易担架の作成、AEDの操作等、身近な防災活動の基本について訓練を行うものであります。消防団との密接な関係を保持するために、非常に有意義な訓練であると考えておるところであります。

今後の支援策につきましては、現在、要綱で定める、年1回、参加者に乗じた補助金の交付を行っておるところでございます。今後、市といたしましても、この制度を継続するとともに、自主防災組織に対して、防災に関する意識啓発、防災研修、資料提供、地域の防災リーダーの育成及び、消防団との連携等を推進する、ソフト面の支援に力を注いでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 自主防災訓練というのは、防災意識が高まってきて、全国的に去年も1年半になりますが、3.11の東日本大震災以降、相当住民の皆さんにも関心が高まってきているのではないかと思うんです。一応、それぞれ立ち上げられて自主防災をやって訓練をしておられますが、ただ、物資的にちょっとまだ不足するところがあるんです。訓練をするためにいろいろな物資が必要であるということから、そういう面についても、これからまた新たに別な方向でそういう支援もできるかな、できないか

なとこういうふうに思いますが、その点について市長のお考え、御意見を伺います。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　このたびの東日本大震災、我々行政に与えた多くの教訓があると思います。このことを踏まえながら、今、防災計画をつくってるんですけど、こういうものをそういう角度からの見直しとか、最近物資的に不足するものがあれば、また補足していくとか、こういう検討をしていきたいと思えます。今何が不足するとかいうのは、しっかり検討していないのでわかりませんが、消防署とか危機管理のほうへそういう指示をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたいと思えます。

○塚本副議長 　　以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 　　自主防災を自主的に訓練していけば、何が足りないかというのはそのその組織の中でいろいろあるんです。そういうものをアンケートか何かで御意見を聞いていただいて、それらに対する対応をしていただければ、こういうふうにするわけですか。そういうことで質問をさせていただきました。

次に移ります。この自主防災組織と大きくかわる点について、また質問をさせていただきますが、近年全国各地で局所集中豪雨といいますか、ゲリラ豪雨といいますか、そういう被害が起きてテレビや新聞で報道をされています。これ、災害防止対策のための農業用水路、用悪水路、ため池の改良など行うに当たりまして、特別な助成制度の創設、新たな制度をつくることはできませんかということです。市長の答弁をお願いいたします。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの質問にお答えをいたします。

農業用排水路につきましては、広島県の小規模農業基盤整備事業のかがい排水事業により、改修工事を実施しております。また、単独補助事業といたしまして、農業用排水路施設の改修について、補助金を交付し、改修工事を実施していただいております。

ため池の改良につきましても、同じく広島県の小規模農業基盤整備事業の、老朽ため池補強事業並びに、今年度6月新たに創設をされました、ため池緊急整備事業により、改修・補修及び廃止の工事を実施しております。また、市の単独補助事業として、農業用ため池の改修・しゅんせつ・廃止について補助金を交付し、工事を実施していただいております。

近年は、局地的に集中豪雨が発生して、予想できない災害が発生する可能性が高くなってはおりますが、基本的には、以上のような事業により、災害防止対策を実施してまいりたいと思っております。ほ場整備事業等

により整備された施設の老朽化が進んでおり、今後は災害に強い地域の基盤整備に向けて、国・県へ制度の拡充や補助率のかさ上げについて要望してまいりたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

議員御指摘のそういう新たな課題につきましては、今後検討を重ね、皆さんと協議を重ねながら、国、県にも要望していきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 農業施設等補助事業ということで、安芸高田市も制度を設けて上限補助率は工事費の0.45%以内とか、上限を50万円にするとかいろいろあるわけですね。自主防災組織をやっていく中であって、これにあてはまらない条件の水路というようなものがあるわけです。そういうところを、例えば、市がつくっておりますハザードマップ、これの図示してある中にそういうものがあるわけですね。そういう前には自主防災を一生懸命やっていくと、ここが不安で今まで大雨が降ってオーバーして家の庭に水が入ったというふうなことも過去にあるわけです。そういうところを補助対象として認めていただくということにはならんだろうか。これは市民の皆さんが自主防災をされたところでそういう意見があったわけです。私も議員として皆さんの代弁者としてそのことはなかなかルールにないことは難しいというふうには申し上げましたが、しかしそういう防災意識が高まるにつれて、そういうことも将来制度はなくても新たな制度を創設するということが大事なんじゃないか、そしてそのことが人命救助になるというふうに思うわけです。大体、国がやることは被害が出て初めて対応していくというのが、これ本来だろうと思うんですけど、そういった制度を被害が起きるまでにその対策をしていくと、これはきりはないと思いますが、しかし今申し上げましたように、ハザードマップで図示してある範囲内においては、そういうことも考えたらいいんじゃないかと思いますが、市長さんはどうお考えでしょうか。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御意見だと思いますけど、具体的にどういうことを言っておられるのか、ちょっと私把握してないのでその辺はこらえてください。実態を把握しながら、次の展開を図っていきたいと。いずれにいたしましても、ほっとくべきところはほっておかなくてはいけない、何ぼ国とか県が相手にしなくても行政としてその検定するところはしていきたいというのが基本姿勢でございますので、その状況を見ながら、ケース・バイ・ケースで対応させてもらいたいと思います。答えになってるかどうか分かりませんが、申しわけありません。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 補助対象にならない水路のようなものがあるんです。ですから、そういうことを山からずっと川に向けて水路があるんですけども、それは農業用水路でもないし、この補助に適用しないというところが何カ所かあると、こういうところですね。ですから、当然かんがい用排水路もあるんですけど、これは私が申し上げたいのは、農業用水路だったらもう規格が決まって、これだけの農地面積だったら、これだけの水路で深さがこれぐらいというのがあって、基準があって、それを越えるというのはなかなか難しいしできないということになるんですけど、この局所集中型の豪雨によって思わぬことが起きてくるという、水量が起きてくるというのがあって、そういう心配を市民の方もしておられるというふうに思うんです。そこらについてはなかなか難しい、国の補助対象にもならないし、交付税の対象にもならないということになるかもわかりませんが、そういうことを市民の人は訴えておられると、こういうことであります。以上で私の質問を全て終了いたします。ありがとうございました。

○塚本副議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。  
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 水戸眞悟君。

○水戸議員 6番、会派絆の水戸眞悟でございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。貴重な時間でございますので、できるだけテンポのよい質問に心がけたいというふうに思っております。なお、通告の後におきまして、先般の上程された議案の中で議論が深められたものもありますが、御承知いただく上で、数点お伺いをいたすものでございます。

本年度、平成24年度も中間点を折り返す時期となっております、その点も考慮の上、伺うことにいたしております。

浜田市長におかれましては、市長就任以来精力的に市政の運営に取り組まれたところでございます。過去一期4カ年の市政運営の総括がされ、その軸足は2期目へと継投されておりますが、これからの託された任期期間中において、重要な課題を含め本市のあるべき方向と基本的な施策方針について、総合的に伺うものでございます。

合併後の重点的な施策でありました給食センターの建設事業、また葬斎場の建設事業、清流園の整備、土師ダムサイクリングターミナル、あるいは向原生涯学習センター等々、すべからく完了またはその方向づけがなされております。さて、合併以来今日まで合併特例債や地方交付税の特例加算などにより、合併後の激変緩和のための優遇措置によって財

政運営がなされてまいりましたが、それも10年を経過いたしまして、平成26年度からは起債償還などをはじめとして後年度負担に対応せざるを得ない財政状況となります。これらの多くの課題を踏まえて、また長期計画の見直しや第二次行政改革等々も踏まえた上で本市のあるべき方向性と基本的な施策方針について総合的に市長の所信を伺うところでございます。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えいたします。本市のあるべき方向性と基本的な施策方針についての御質問でございます。

本市が抱える課題としては、今や日本全体の大きな課題である少子・高齢化への対応が最も重要な課題と考えております。また、地方交付税の合併特例加算が、平成26年度から段階的に縮減され、財政規模が200億円余りである本市で、最終的には22億円程度の歳入が、減少するものと見込まれており、このことへの対応も重大な課題と認識しております。

歳入の大幅な減額が見込まれる中、少子・高齢化という非常に大きな課題に対応するためには、民間にできることは民間に積極的に移管や委託をする、行財政改革を一層推進し、人件費を抑制する必要があります。さらに、自助・共助を柱とする「市民総ヘルパー構想」に基づき、お互いさまの精神で、自分の持っている技能、知識、特技などの強みを生かして、地域での活動を通じて、隣近所が支えあっていく社会を築き、福祉サービスを維持しながら、財政負担の抑制を図る必要があると考えているところであります。

また、少子化対策のため、「24時間保育」の充実を図り、子育て世代が安心して子育てができる体制づくりをしっかりと行うとともに、「結婚サポート事業」による独身者への出会いの機会の提供や、市内3カ所の「子育て・婚活定住促進団地」の分譲促進、さらに「安芸高田市に住めーる補助金」の創設などによる定住促進策などを推進しているところであります。

今後は、来年度から順次、供用開始をいたします光ネットワークの学校教育や地域医療への活用を検討し、より住みやすい環境を整備することで、本市の少子・高齢化対策に役立ててまいりたいと考えておるところであります。さらに、未来創造事業による、神楽や毛利元就などの歴史遺産を中心とした観光振興を一層推進し、特産品や農産物などの販路拡大に結びつけ、地域経済の活性化を図ってまいりたいと思います。厳しい財政状況ではございますが、本市が、活力を保ち、発展できる「まちづくり」に今後とも邁進する所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員　ただいま答弁をいただきましたけれども、中長期的といいますが、この財政状況の中では26年度からというのは大きな大きな節目となっていくんだろうというふうに私も承知をいたしておるところでございます。そういう意味で、2期目へ軸足を移された市長の考え方をいま一度伺いをしたわけでございますが、先ほど来の答弁の中にありますように、少子高齢化対策といわゆる財政に対するこれへの大きな課題というのは避けて通れない問題であろうということは我々も含め市民も含め、あるいは全国的な大きな地域課題であろうかというふうに私もとらまえているところでございます。それにどういった対応をしていくのかということもありますけれども、先ほど来の定住促進対策等々を含め、いわゆる教育であり、また地域医療であるといった観点からのまちづくり対策も当然必要だろうというふうに同感のところを覚えたところでございます。中でも、未来創造事業におきます観光施策ということに大きな課題を見出して、これをどう本市として克服し未来につなげていくのかということについては、まさに大きな夢を語るような話ではありますけれども、実にその必要性といわゆる地域活性化への経済効果というものは大きいだろうというふうに考えます。加えて申しますと、農業施策をどうやっていくのかといったところは大きな課題だろうというふうに私もとらまえておりますし、市長の答弁の中には農業施策の観点がなかったかなとも思いますけれども、心の中では最重点施策として心中に秘められたものがあるんだろうというふうに考えておるところでございます。

関連いたしますので、次の項目に入ります。このたび平成23年度の決算状況が示されておりますが、この総括を踏まえた平成25年度の予算編成の時期に差しかかっているところでございます。これの基本方針について伺いたいというふうに思うところでございます。

○塚本副議長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長　浜田一義君。

○浜田市長　平成25年度の予算編成方針についてのお尋ねでございます。

平成23年度の本市の決算では、近年取り組んだ、起債の繰り上げ償還などの成果により、実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標が改善した一方、国の経済対策のための、臨時交付金が減少したことなどにより、自治体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率が前年度より悪化したところでもあります。このように、本市は、市税など自主財源に乏しく、国の財政運営の動向により財政状況も大きく左右される状況にあります。

平成25年度の予算編成に当たりましても、国の予算編成の動向により大きく変動することも想定されますが、混迷した国会の状況などから、現時点では、非常に不透明な状況にあるところでもあります。このため、現時点では詳細は申し上げることはできませんが、平成25年度当初予算では、光ネットワーク整備事業や生涯学習センター整備事業など、新市建設計画に掲げられた事業を着実に仕上げるとともに、先ほど申し上げ

ました、市民総ヘルパー事業や24時間保育などの少子・高齢化対策の一層の充実に加え、新たな課題として、再生可能エネルギーの利用について、今年度の調査検討状況を踏まえ、推進方法を検討してまいりたいと思っております。また、安芸高田市の活力維持のための外国人特区の検討などを推進する所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 答弁をいただいたところでございますけれども、ちょうど本年度が現在のところ中間点を折り返しておるということで、これから12月にかけては、各部局からの予算の要望等々を取りまとめて来年の新年度予算の編成という時期の、いわゆるスタートラインに立っている時期だろうというふうに思いました。その中でも市長のお考えとしては、先ほど来述べていただきましたように、非常に財政状況も厳しくなる一方であることは当然予測をされておりますけれども、加えて市税の乏しさといったところもある中で現在継続しておる光のネットを完結させていく、あるいは生涯学習センターを含め再生可能エネルギー云々の議論がありましたけれども、ぜひとも今後は大きな大きないわゆる箱物ハードといった部分から少し軸足が変わった、一方ではソフトを中心としたまちづくり、あるいは地域づくりといったようなもやいの精神等々からも考えられていく時代になってくるのではないかと。これまでは合併特例債、あるいは地方交付税の特例加算等々を含めて、いわば何でもありの行政ができたわけですが、今後については何でもなしの行政になっていくのではないかと。つまりハートの部分でいかにまちを支えていくかというところが重要になってくるのではないかとというようなことも私も考えさせていただきながら、市長の答弁を伺ったところでございます。そういったようなことの中で、私は冒頭の答弁の中でも観光行政を含めた未来創造事業等についても市長から触れていただきましたけれども、次の質問に移りたいと思いますが、地域高規格道路である東広島高田道路と主要地方道吉田邑南線を我が市の背骨としてとらまえて行く必要があるのではないかとしたことについて、観光行政も含め質問をしてみたいところでございます。

まずは、安芸高田市内で約25キロ、それから邑南町においては9キロ、邑南町においてはその改築、改良が100%終わっているといったようなこともあるんですけれども、地域高規格道路東広島高田道路と主要地方道吉田邑南線の連動した整備改築促進は陰陽連絡の重要路線と位置づけてあることは承知のとおりでございます。本市としても将来の空港アクセスの利便性や、JR芸備線、中国自動車道高田インターチェンジを含めともに連結して、本市の明るい未来を創造するにふさわしい路線整備構想だと私は常日ごろ思っておるところでございます。これの整備改築促進について、整備促進の安芸高田市と邑南町の期成同盟会もありますけれども、本市として未改良部分を抱えておる安芸高田市としては、早

急にこれに対する基本的な考え方と県、国との連携も含め、整備、改築に努力していく必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます、これの整備促進について総合的に市長の所信を伺うところでございます。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。地域高規格道路「東広島高田道路」と主要地方道吉田邑南線の連動した整備促進についての御質問でございます。

東広島高田道路につきましては、議員もよく御承知のとおり、山陽自動車道と中国縦貫自動車道を南北に結び、広域的な地域集積圏の交流を支援し、さらに県中央部と広島空港を結ぶフライト軸としての役割を担う重要な幹線道路であります。現在、向原吉田間の4.5km区間について、「整備区間」の指定を受け、そのうち、延長約3.2kmを第1期工区として事業が進められております。しかしながら、東広島市から美土里町までの全線にわたっての整備区間への格上げは、長期的な課題でありますので、議員御指摘のように、東広島高田道路と連動して、当面現道の主要地方道吉田邑南線を整備していくことが、より短期的に陰陽連絡のアクセス強化につながるものと思っております。

先般、吉田邑南線改築促進期成同盟会総会が開催され、当該道路の愛称を「陰陽神楽街道」と命名することについて両会員の総意により、確認がなされたことは、議員も御承知のとおりであります。吉田邑南線につきましては、両市の各種イベント、また、伝統芸能である神楽等を通じての、地域間交流の側面からも、安芸高田市と邑南町の連携のもと、広島県、島根県の両県に整備促進を働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 まさに市長のおっしゃる答弁のとおりにも私も考えておまして、この陰陽を結ぶということ、あるいは空港アクセスフライト軸としての道路、それから先ほど来りましたように、主要地方道吉田邑南線を連結して今後の開発基軸にしていくということについては、非常に夢のある、大きな構想でもありますけれども、ある意味では喫緊の課題ではないか。申しますのも、冒頭の市長の答弁の中にありましたけれども、未来創造を考えていくということの中で神楽を中心としたまちづくり、あるいは今後の活性化を図るという観点に立ちますと、国道54号線を横の軸にしますと、JR芸備線と、それから先ほど申しました中国自動車道があるわけですが、54号線以北について考えてみますと、サッカー公園がございますし、またリージャスクレストカントリークラブもあります。加えて郡山城も54号線以北でございますけれども、たかみや湯の森であったり、高宮町にあるテクニクステージ高宮であったり、川根にあっては

川根エコミュージアムもありますし、美土里町の神楽門前湯治村も当然そうであります。また、北の関宿道の駅もございますし、テージスランチノースシーゲルエンジェルといったような乗馬クラブもそれなりの規模で存在をしておるところでございます、こういった54号線以北の地域に存在する、いわゆる観光資源を今後それを素材として大きく育てていくという観点からすると、空港アクセス道路と主要地方道吉田邑南線、プラス高田インターチェンジというのは大きな大きな役割を今後果たしていくんだらうというふうに考えておるところでございます。そうしたところで、今後の展開とすれば、先ほども答弁の中にいただきましたけれども、いわゆる邑南町にあります久喜銀山、大林銀山等々の名所旧跡も含めて、非常に観光素材が健在しているのではないかとというふうに常日ごろから思っております。そういう観点で、今後の吉田邑南線プラス高田インターチェンジ、中国自動車道を含め、空港アクセスを含め、これらを総合して、先ほどの陰陽神楽街道という名称もありますけれども、そこらへ展開していくとすれば、高田インターチェンジを中心としたこの地域の発展的な要素は随分あるわけですが、その辺を再度、市長に私見でも結構ですから、夢のある希望的観測をお伺いしたいと思います。

○塚本副議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　非常に現時点、吉田邑南線については大切な幹線道路ではございますけれども、それにさらに神楽とかいろいろな文化を加えることによって、素晴らしい発展が見込める道路と認識しているところでございます。そのためには、両町がこの道路を文化的なつながりとか、そういうようなことを大事にしながら、これからもその道路整備を促進していくことが、両市町の発展につながるものと思っております。特に神楽というのは、両市町とも大切な文化でございます、このことを大切にしながら、安芸高田市、邑南町、両方が共存して発展するというプロセスがこれから必要じゃないかとかように思っております。非常に邑南町のほうも好意的でございます、こういう神楽を中心としたまちづくりということについては、非常に熱心でございます、我がまちのほうもこのことについていろんな課題をもう一度洗い直しながら道路の整備を進めていきたいと思っております。安芸高田市側については、一次改良が終わっておるような状況でございますけど、そのことを踏まえて、一応今度は歴史街道とか神楽街道とか、こういうものの中に活性化をまた見出していくのもこれからのまちづくりの一つの手法じゃないかとかように考えております。

この神楽街道という提案は、島根県側から提案をいただいたんで私は恥ずかしかったんですけど、非常に向こうも積極的なので、今回両県が手を取り合ってこの陰陽神楽街道というものを名実ともに素晴らしいものにしていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと

思います。ただ、昨今の経済状況とか非常にあるので、そういうようなことを踏まえながらやっぱりこういう神楽街道の重要性というものを再認識をしながら、またこれからの方向へはつなげていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 大変すばらしいお考えを聞かせていただいたと思いますし、そうであるなら非常に今後の安芸高田市も明るい未来が創造できるのではないかとといったようなことも期待しながら聞かせていただいたところでございます。市長も前県職経験者でございますし、こういった道路行政には非常に精通されておるんであろうというふうに伺っておりますので、大きな期待を寄せてこのことに取り組んでいただきたいというふうに考えるところでございます。

それでは、道路行政についても少し局部的な部分について、次の質問に入りたいと思いますけれども、前述の主要地方道吉田邑南線につきましても、先にも一般質問でもお願いなり、要望なりということで指摘をしたこともありますが、新しい葬斎場付近の道路の状況の改善策についてを伺うものでございます。

当葬斎場の進入路付近につきましては、非常に冬季を含め交通の難所でございます。死亡事故も過去には起きておりますし、冬期間中には何度かのスリップ事故も多発するといったような状況のところでございます。従いまして、来年度から供用開始となりますこの新葬斎場は、安芸高田市全域からの葬斎場の利用状況といったことになるわけでございます。いわば北部に住まいをいたしております我々は少々の雪では驚かないというか、それなりのタイヤの対応もいたしておりますけれども、いざ向原町あたり我々の住まいをしております美土里町に比べますと、非常に積雪も少ないといったような状況もある中で、周辺道路の日照改善であったり、あるいは進入路の幅員拡大であったりといったようなことは、もはや供用開始までの喫緊の課題であろうというふうにとらまえておるところでございます。これにつきましても、先般来、いろいろ議論はされておるところでございますが、現状についてお伺いするものでございます。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。新葬斎場付近の道路状況の改善策についての御質問でございます。

主要地方道吉田邑南線の日照改善策につきましては、葬斎場付近より吉田方面に向かって右側、約300メートルの区間の伐採を計画しており、この伐採により連続する道路曲線の視界確保と日照改善を行っていきたいと考えております。

次に、葬斎場進入路交差点の車道の歩道拡幅などの安全対策について

でございますが、交差点の計画につきましては、現在、広島県公安委員会に対し、道路法に基づく意見照会を行っております。それと並行して道路管理者である広島県との協議や実施設計を進めておるところでございます。立木の伐採、交差点の改良とも新葬斎場の完成までには整備するよう計画しておるところであります。交差点より美土里町側部分につきましては、引き続き道路管理者であります広島県に対して、道路改良と歩道設置の要望を行い、葬斎場来場者の安全対策を進めたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 新葬斎場につきましては、日照改善も交差点付近の道路改良も視野にいて鋭意に取り組むということでございますし、供用開始までに間に合わせて安全対策を講じるというふうに認識をさせていただきまして、次の質問に入りたいと思います。

主要地方道の吉田邑南線についてでございますが、これにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、改築、改良に尽力をいただいております。つきましては、美土里小学校、あるいは美土里中学校付近において狭隘な歩道、または歩道未設置区間など登下校の危険箇所については再三にわたり地元地域並びに小中学校PTA等から改善要望がされておる経緯がございます。

また先般、緊急合同点検等の実施がなされておるというふうに教育委員会からの資料もいただいておりますけれども、そういったことを踏まえて、今後の改善策についてどのようにお考えか、市長の所信を伺うところでございます。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。主要地方道吉田邑南線の美土里小学校、中学校付近の狭隘な歩道、歩道未設置区間等、通学路危険箇所の改善策についての御質問でございます。

現在、広島県により、美土里中学校付近の下郷地区におきまして、交通安全対策事業として歩道設置事業を進めていただいております。全体延長1,300メートルのうち、用地買収は全て完了し、今年度は、延長180メートルの工事を予定していると伺っております。

今年になって、登下校中の児童等の列に自動車が入り、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いで起きたため、文部科学省、国土交通省、及び警察庁の3省庁が連携し、通学路の緊急合同点検を行う取り組みを実施しているところでございます。

安芸高田市におきましても、市内全域にわたって、先月下旬に合同点検を行ったところでございます。美土里町でも、美土里小・美土里中学校やPTAから提出された吉田邑南線の通学路危険箇所の合同点検を実施したところでございます。危険箇所の内容といたしましては、歩道が

狭いとか、歩道がない、あるいはガードレールがないといった状況でありました。

点検後のスケジュールにつきましては、道路管理者である広島県と安芸高田警察署、市教育委員会、学校、PTAが相互に連携しながら対策メニュー案を検討し、対策の実施につなげたい計画でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 非常に認識深いところを伺いましたので、財政上の問題もありますし、また県の財政の問題もあるんでしょう。なかなか改良が進まないという実態はあることは、市長ないしは私も十分に存じておりますが、先ほど来お話がありましたように、痛ましい事故が発生してからでは遅きに失するということになりますので、教育委員会部局も含め、このことについては今後鋭意元に置かず努力を進めていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、林業専用道小谷亀谷線の開設についての部分でお伺いします。この林道の開設につきましては、昨年度予算化いたしましたけれども、国への認定採択事務がはかどらなかつたということで、いわば保留になり、本年度新年度事業として再計上され、その後取り組みが行われているところでございます。一部、先般の議案におきまして過疎地域活性化計画ですか、その中でも少し触れていただいておりますので、詳しくは申し上げませんが、その進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。林道小谷亀谷線の開設についてでございます。

平成23年度予算計上いたし、補正予算により減額をさせていただいたことにつきましては、林道専用道の採択要件についての調査・検討等に時間を要したことと、また平成23年度は広島県が林野庁に採択申請を見送る方針としたため、減額させていただいたものでございます。

林業専用道小谷亀谷線は、全線延長2,000メートルで幅員3.0メートルを予定しております。平成24年度から平成28年度までの5カ年の計画であります。平成24年度につきましては、平成24年5月23日付で、広島県より補助採択、1,848万円の内示を受けているところでございます。

現在の進捗状況につきましては、測量設計業務を平成24年7月10日、一般社団法人 広島県森林協会と委託契約をいたし、全線延長2,000メートルの路線計画及び改良延長860メートルの測量及び実施設計を委託しておるところであります。工事につきましては、11月ごろに発注を予定しておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 本年度スムーズに事業振興をされておるといふことで了解をいたしますが、これは市長よりも担当部長さんのほうがよろしいかとも思いますけれども、林野庁の採択基準であったり、あるいは現在の受益面積、あるいは受益隣家戸数、こういったような状況と地元受益隣家との調整等についてどのようになっておるか、お伺いをいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これは、この林道については受益者面積が少ないということで去年侵入したわけでございますけれども、林道というのは御承知のように、多くは千代田に向かってもあるわけでございますので、その辺の理由づけをしっかりといたし、今回の採択を認めてもらったということでございます。詳細につきましては、部長のほうから説明いたします。

○塚本副議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 この林業専用道の小谷亀谷線の採択要件でございますが、平成23年度に新設されました国の事業でございます。幹線となる林道を補完をして森林作業道と組み合わせて間伐作業をはじめとする森林作業の用に供する道というということでございます。採択要件につきましては、面積要件として利用区域が10ヘクタール以上、延長要件が200メートル以上ということになっております。また、地域森林計画に掲載をされていることとあわせて、作業要件等として完成時に計画区域内の間伐を実施するという要件になっておるところでございます。現在、測量をしておりますので、路線等を決定しないと完全な受益戸数等は把握をされておられません、今国に申請をしております部分で言いますと、所有者数が74名ということでございます。面積についても93ヘクタール余りの私有林の所有区分ということで申請をいたしておるところでございます。以上でございます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 次に移ります。次は、美土里支所周辺の拠点整備構想についてでございますが、美土里支所の周辺整備につきましては、本年度予算計上をされておまして、鋭意取り組んでいただいておりますことは重々承知の上でお伺いをいたします。

老朽化が著しいとして、年度当初早々に山村開発センターは解体撤去されましたし、現在も車庫の解体も着工されておるところでございます。山村開発センターの代替機能については種々の議論がありましたが、早期実現は地域住民の衆目の的ということになっております。一番よく見えるところですから、そうなるんです。

本年度6か月を経過しておる現在において、その医療拠点であり、また防災拠点等についての総合的な整備構想の現在の進捗状況についてを

お伺いするものであります。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

美土里支所周辺の整備計画につきましては、行政、福祉、医療及び防災などの日常生活を支える機能を集約し、地域の拠点施設として位置づけ、既存の多目的施設である「山村開発センター等」の解体撤去を行い、跡地にそれぞれの機能に応じた整備を行う計画としているところであります。

現在の進捗状況でございますけど、医療拠点につきましては、実施設計の中で、11月の工事着工としております。また、防災拠点施設につきましては、山村開発センターの解体撤去を7月末に完了しており、現在、建物の新築工事を入札に付しておるところであります。工期につきましては、契約締結の翌日から平成25年3月15日までを予定しております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 この件につきましても、一応当初はどうなることかいなというふうな感じも受けておりましたけれども、その後担当者を含め、執行部のほうの積極的な取り組みによって、現在はスムーズにそれが進行しておるといふことの認識をさせていただきましたので、終わります。

実は次ですが、これに関連しまして、歯科診療所であつたり横田診療所、加えて既に廃墟のような形になっておるんですけども、北生診療所の事後の処理についてはどのようにお考えか、市長のお考えを伺います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 拠点整備後の、横田診療所、美土里歯科診療所の事後処理、並びに既に廃止しております北生診療所の事後処理についての御質問でございます。

美土里支所周辺拠点整備後の、横田診療所及び美土里歯科診療所の事後処理につきましては、現在、進めておるところでございます。両診療所の新設移転整備事業と並行いたしまして、跡地の有効活用の可能性も含めて、慎重に検討をしてまいりたいと思っております。また、廃止をいたしました北生診療所につきましては、建屋の老朽化も著しく、本年度内に解体撤去する予定でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 この件に関しましても、先般の上程の議案の中にも一部ございましたので、理解をいたしておるところでございます。なお、つけ加えますと、

今後も学校統合、つまり小学校の規模適正化等々につきましても統合後のいわゆる校舎、あるいは跡地の利用、そういった部分では随分とこのような案件が出てくると思うんですね。今でもこれは県立ですけれども、高宮高校の跡地を見てみますと、ペンペン草が生えて非常に情けなそうな顔をしてたたずんでおりますが、こういった状況をいつまでも残していただかないということにつきましては、有効利用も含めて鋭意取り組んでいただきたい。つまり、ビルドをするときにはやはりスクラップの方も考えてやっていただきたいなということを申し伝えておきまして、最後の質問になりますが、これは給食センターをはじめとした部分で教育長にお尋ねをするように通告をいたしております。

旧美土里町の給食センターをはじめとした市内の給食センター、これ八千代にもございますけれども、そういったこと、あるいは美土里町の北生公民館について土地並びに建屋の処分整理の方向性について教育長のほうではどのようにお考えでしょうかを伺います。

○塚本副議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 　ただいまの水戸議員の御質問にお答えをいたします。

安芸高田市給食センター供用開始前の、旧給食センターの活用につきましては、平成23年3月議会におきまして、水戸議員の御質問に、市長からお答えいたしておりますように、学校の敷地外にある旧給食センターにつきましては、地域の皆様などから広く意見を聞き、有効活用を検討いたしております。

これまでに、行政区・地域振興会や地域団体などから問い合わせをいただいているところではございますが、地域での有効活用がなされている施設は現在のところございません。なお、旧高宮給食センターにつきましては、現在レインボーファームの作業場として利活用をいたしております。今後とも、地域の皆様の声を聞きながら、活用策を模索してまいりたいと考えております。

また、北生公民館につきましては、本日議決をいただきました一般会計補正予算において解体予算を可決いただきましたので、本年度解体を行いたいと考えております。跡地につきましては、当面、近隣施設の駐車場としての利用を考えておるところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 　以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 　ただいま教育長から答弁をいただきましたし、先ほどの市長のほうの答弁も含めて北生診療所、あるいは北生公民館については早急に本年度予算で撤去するというように答弁をいただいておりますので、それはそれなりに評価をいたしたいというふうに思っております。

ただ1点、こういった、先ほど申し上げましたけれども、老朽化した施設があちこちにたたずんだまま残っていくといったようなことについ

ては、余りその地域の生活環境も含めて、あるいは青少年健全育成の観点からも、あるいは防犯の観点からも少しその不安が残る部分がありますので、今後いろんな事業執行の中でそのようなことがあるのであれば、十分な考え方を持って対処していただきたいということを申し添えておきまして、最後に、教育長のほうから今答弁をいただきましたけれども、給食センターについては学校併設でない部分についていまだ振興会ないしは行政区のほうと話しておるけれども、なかなかその利用について新たな進展を見ていないということでございました。これは2年ぐらい前から私言ってるんですけども、一体何がネックだと思われませんか。お伺いいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 これまで地域と協議をする中で、ネックとなっている部分が施設の維持管理費でございます。光熱水費につきましては、使用料に基づいた維持管理で済むわけでございますが、浄化槽の維持管理費、これが定額で大きなウエートを占めると。こちらの維持管理について地域のほうが大きく負担と感じておられるという例がございます。以上でございます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

水戸眞悟君。

○水戸議員 浄化槽の大きさが、地域あるいは、そういった振興会が利用するには余りにも大き過ぎて、これは当然維持管理は持たないだろうということは当然最初から予想をされておることでありますから、その浄化槽の部分の維持管理費をいかに安価にすることができるかという知恵と発想も踏まえて、今後地域や行政区にあたっていただきたいということを申し添えて、私の一般質問を終わります。

○塚本副議長 以上で水戸眞悟君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、政友会、金行哲昭でございます。通告のとおり、大卒3点、市長並びに教育長に質問をさせていただきます。

私は、今回の質問に対しまして、光のネットワーク、国民健康保険、学校規模適正化について非常に市民が関心を持つとることを重ね重ねでございますが、関心度において、また市長が2期の市長選を戦い抜かれて、一番これがネックになるということを確認を持って、質問に立たせていただいています。

まず、光ネットの整備の活用の件でございますが、非常にまさしく我が市と江田島市しかないという光ネットをやらないけんということで、市長、我々議員一同も光ネットは必要か必要でないかといったら、全員そろって必要であると賛成を大にして出発しておる事業でございます。この件につきましては、説明会において非常にいいんですが、そのプロセス等々、町民から議員にもおしかりを受け、また職員が一環となって

地域で説明をしてくださっておるのに、おしかりばかり受けて、私もその一覧表を見させてもらって、たくさんのお褒めの言葉やおしかりの言葉が多々ございますが、それは何かをしようと思ったら、おしかりではなくいろいろな将来に向かっての御忠言、忠告をもって聞いてもらえばいいんじゃないかと私も思いますし、また執行部、市長もそのように思ってくださいと私は感じております。

そこで、この中の説明会の質問に対して、いろんなるるの説明がございしますが、これはできるできないは別として、市民に返さなくてはいけない役割があると思います。それはどのようにされますか、まず1点お聞きします。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

光ネットワーク整備に伴う、市民の皆様に対する説明につきましては、6月以降全職員を総動員し、現時点で、428の地域で住民説明会を開催したところでございます。本年度整備の、吉田町、八千代町、美土里町、高宮町での地域説明会はほぼ完了いたし、平成25年度整備の甲田町、向原町の地域におきましては、現在、随時説明会を開催しております。光ネットワーク整備事業の内容を全職員で、共通認識をするため、各説明会場での質問、回答の取りまとめを行い、回答案のQ&Aを作成いたし、情報の共有化を図っております。また、説明会場で、即答できなかった質問につきましては、内容を確認した上で、追って、地域の代表者の方へ回答いたすこととしております。

甲田町、向原町の地域では、現在も説明会を開催しておりますことから、今後も懇切、丁寧でわかりやすい説明を心がけ、全世帯の皆様方に「お太助フォン」を設置いただけるよう、全職員が一丸となって本事業の啓発、普及に努める所存でありますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 　　以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 　　そういうことですが、職員は心意気でやらないきゃいけないという市長のことがございました、心意気でやっておられると、中で理解をされてないことが多々多いんですよね。その理解されてないから逆方向へ市民がこれだけの40億円のお金を投資しながら理解をしてない部分もあるんですよね。そこらの説明、いろいろ私がさっき言いましたような、ここの部分はある程度、できないことはできないんですから、そこらをします、します言うが、それどのような形で、広報ですか、それともそういう集会等々があったらそこへ行って説明するのか、そこらもう少し詳しく部長の思いをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○塚本副議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 　　竹本峰昭君。

- 竹本企画振興部長　　まずは1点、先ほど市長が答弁いたしましたように、説明会の会場において質問等があった内容については、そこの担当職員がその内容を我々のもとに持って帰り、その内容について回答等を示し、行政嘱託員を通じてまずは地元に戻すという一定の手法は取っております。とともに、全体共通的のような課題のものについては、広報紙等において市民全体に周知するという手法等も取らせていただいております。さらに、今度10月8日にはテーマ別懇談会等を開く中で、より制度の周知とともに今後の利活用等についても、よりどのような手法ができる、そういった点でできるだけ細かい分野において説明できるように今後も対応していきたいというふうに考えております。
- 塚本副議長　　以上で答弁を終わります。  
金行哲昭君。
- 金行議員　　地域の問題点をフィードバックするということですが、またさらに10月8日ですね、私が資料を持っておるんです。これはテーマ別懇談会で、重要だということでやられるんですが、10月8日体育の日に高宮パラッツォでやられるんですが、こういう企画はほかの会場でもする予定はございますでしょうか。1点お聞きします。
- 塚本副議長　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
企画振興部長　竹本峰昭君。
- 竹本企画振興部長　　今回のテーマ別懇談会につきましては、高宮町の田園パラッツォ1カ所に対応させていただきたい。ただ、光のこの間の使用とかお太助フォンとの利用、そういったものについては光ファイバー網等が一定程度配置された後、各地域でのまた利用の説明、そういったものは細かくまた地域でやらせていただきたい。とともに、いろいろなふれあいサロン、老人会、そういったところの集まりに要望に応じてそういったところにも説明等には随時出させていいただいております。これからもそういった対応をしていきたいと思っております。
- 塚本副議長　　以上で答弁を終わります。  
金行哲昭君。
- 金行議員　　そういうことで、とにかく御理解をしてもらって、いいものですからいいように使って、また後にも質問しますが、次に行きますが、工事をあちこち盛んにしております。工事の中で私も2件ぐらい直接見たこともあるし、私も経験上、それに似たような工事もした経験もございまして、安全面でちょっとクエスチョンがつくということもございまして、これ安全面の指導というのはだれがどのように指導されているのか、それとも業者任せなのか、お聞きします。
- 塚本副議長　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長　浜田一義君。
- 浜田市長　　工事安全の確認についての御質問にお答えをいたします。  
事業の施工の際の共通認識として、品質管理・工期の厳守と伴に安全対策・事故防止対策の徹底は極めて重要な要素であります。とりわけ、

公衆損害事故・第三者災害防止などの安全対策には、必要十分にして徹底した管理が必要となります。

光ネットワーク整備事業の請負の、株式会社中電工 安芸高田営業所においても、かつてない、短期間での市内全域を整備する大規模事業であることから、本社を挙げて、大部隊の工事チームを編成し、安全教育、安全対策、事故防止対策の徹底を図り、現在、市内各所で光ケーブルを敷設しておるところであります。今後も、安全管理、安全対策のさらなる徹底を図り、事業を推進してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 事故があった後はあれですから、この工事の安全、また何かうちの当局のほうへ問い合わせ、それについて何か入っておればちょっと発表してください。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 現在、安芸高田市内全域を幹線支線の光ファイバー網の工事を安芸高田市内6町において工事をさせていただいておるという中で、直接的なそういった事故に起きかねない状況があったという、我々のところに直接電話等があったのが2件。または中電工のほうより連絡等をいただいていたことがあったという報告を受けたのが1件、そういうような形。また、直接工事とは関係ないだろうと思える分野等の事件等も何件があったというのは私のほうは承知しております。そのたびに、中電工等は当然協議する中、安全指導の徹底、そういったものは当然対応をさせていただいておるのが現在の状況でございます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 こういう工事については事故がつきものですから、慎重に、なくて当たり前。あったら大事ですからね。工期がおくれる。市民のサービスがおくれる。そういうことを考えて、よろしくお願いします。

1項の3項目にいきます。この工事です。市長がいつも言っておられます。ただ一番説得力のいい職員も私もですが、有線のかわりじゃとそういうことを御理解をする上でそういうものを言い出しとんですが、これは将来、近々福祉、医療、教育、企業誘致の利活用にどんどんやっていかないけんということは市長が口を酸っぱく言っておられますが、これはどのようなことで言っておられるかは私もわかるんですが、市長、その思いをもう一度お聞かせください。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 光ネットワークの利活用についての御質問でございます。

光ファイバー網や高速無線を利用したICT、いわゆる情報通信技術

の活用は無限の可能性を秘めていると思います。私が、市長の就任時に、デマンド型公共交通を提唱し、地域交通手段としてのドア・ツー・ドアである「お太助ワゴン」を実現いたしました。このたびの光ネットワーク整備では、市民の皆様がどの地域にお住まいでも、あまねく、ひとしく情報を共有、享受できるよう「お太助フォン」で、情報のドア・ツー・ドアの実現を図るものであります。本事業のICT、インターネットの活用によって医療、介護・福祉、教育などの公共分野への貢献が期待されております。さらに、これらの事業により、地域の人材育成、特産品の販売、起業を含めた企業誘致による雇用の創出、地域サービスの向上を図ろうというのが今回の光ネットワーク整備事業の施策の目的でありますことから、有効かつ市民の皆様にも利便性のある利活用を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今、市長が利活用にやるということですが、まだできとらんのですから、いつごろどのようにやるかというのを聞きたいのですが、それはまだスタートしてないんですから、その思いで各担当部長もいらっしゃいますので、これは医療部門、教育部門、福祉部門どの部門でもこの方法は利用できますので、その思いを皆さん、部長さん、心に決めて次の段階へ進んでいただきたいと思います。

次の質問へ移ります。国民健康保険についての質問でございますが、午前中中戸議員がいろいろ深く質問をしてくださったので私の質問はないんですが、やはり私もタイトルに出したように、国民保険についての市民の納得と説得と、その趣旨、非常にこの保険というのは知っててなげれん部分でございます。いろんな経費はかかりますが、その部分は安芸高田市の広報には毎月出ておりますし、それをやったからいいだけでなくいろんな方面で活動、御理解をしていかないけないと思いますが、その広報について重複するかもわかりませんが、お聞かせ願いたいと思います。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの国民健康保険の広報についての、御質問にお答えします。

まず、本年度の国民健康保険税率の改定に係る広報につきましては、7月2日に市のホームページに掲載するとともに、紙面においては「広報あきたかた」8月号で周知を図ったところであります。とりわけ、今回の税率改定が大幅な引き上げになったことから、被保険者の皆様方には丁寧な説明をさせていただく観点から、7月14日から16日の3日間、旧町単位で国保財政の現状と、税率改定の内容等について説明会を開催いたし、御理解と御協力をお願いしたところであります。

議員御指摘のように、広報を徹底することは、被保険者はもとより、広く市民の皆様方に国保の現状等を理解していただく上で最も大切なこ

とであり、市といたしましても、こうした観点から不断の取り組みとして、平成19年1月以降、毎月発行される「広報あきたかた」に、「健康、いい、カラダ」というタイトルで紙面1ページを活用させていただき、国保の財政状況、医療費の推移、また、制度内容や必要な届け出、また、本市の健康推進計画「健康あきたかた21」に掲げる健康づくり事業など、医療費削減に向けた取り組みについても継続的に周知啓発を行っているところであります。いずれにいたしましても、今後も機会あるごとに、被保険者の皆様にわかりやすい広報を心がけてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 広報は今市長が言われたんですが、市長も以前言われた、同僚議員からも質問があったんですが、この国保については各市町村で不公平っていうんですか、いろいろございますね。いろいろ事情はございます。午前中の答弁でも、若い者が皆市に残るのはということもありますので、これは以前からも出ております公共である、国、県の責任分野であるという趣旨は今からは持って行かないけんと思っておりますが、それで午前中にも答弁あった、その点、私非常に気にしておるところで、市長からの考えをお聞かせください。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 国保事業は安芸高田市にとっても医療を受けるための大切な仕組みであると考えております。しかしながら、これが当初できたときのバランスと少子高齢化が非常に進んでおまして、保険を使うほうとかけるほうとのバランスが非常に崩れている状況、このことは私個人的にも国とか県には訴えていきたいと思っております。非常にアンバランスな状況の中、大事な仕組みですから、堅持していくためには非常に市民の方の負担もかかりますけど、そういうようなことを踏まえながら、国、県に訴えることは今まで以上にやっていきたいと。それと同時に、私が平素申し上げます市民総ヘルパー構想と言っておりますけど、そのことによって健康でおって医療費がかからない仕組みづくりもこれからも取り組んでいきたいと。このことが安芸高田市の医療費を軽減する一つの近道じゃないかとかように思っております。御理解を賜りたいと思っております。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 これは市長も言われたように、予防福祉、予防介護、それにかなり力を入れていかな、病院に行くのをお金を出す、その以前にどうにかして病気にならんとかいうことでございますが、担当部長にちょっとお聞きしますが、この国保基金の目減り、国保の基金はどんどん減っておりますよね。以前は9億円あって、今は2億円ぐらいというところですが、これは市長でも部長でもよろしゅうございますが、何かがあったときには

基金がないということになると、非常に寂しいというか、大変だということが、そのときには全部一般財源から出すというのか、そこらの基金の目標とかいう設定というのはどのような考えになってるのか、お聞かせください。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 国保制度という仕組みは、医療を受ける人とそれを支援する人のバランスの問題なので、今後ともこれが崩れてくる可能性がある、安芸高田市にとっては。それをどうやって育成するかということなんでございませうけれども、我々はその育成の仕方とすれば、市民の方々に医療にかかわってもらわんという方策も取っていかないけん。健康増進の施策です。それと一方では、やっぱりそういうようにかかったときに、費用を抑制する施策の展開も図っていかないけんと思ってます。安芸高田市ではそういうようなことの、いわゆる基金がなくなったときというのは、現在は、基金を今の国保の財源の転化のほうへ重点を置いてますので、議員御指摘のように、今後バッテリーしておかないと、いざというときに困るということは認識してはありますが、長いスパンで考えないということとはなかなか対処できんのではないかと思ってます。医療事業につきましては、国保だけではございませぬので、一般保険者の方の御理解を賜らないけん。国保だけ一般財源を投入してというわけにいかないもので、そういう全体のバランスの中からはしていきたい。今後においては、早い時期に市民の方に提案しながら、理解賜りながらバッテリーしていくのも必要なことではないかと思ってます。詳細につきましては、担当部長のほうから説明いたします。

○塚本副議長 福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 議員御指摘のように、国保の財政調整基金が合併時約9億2,000万円ということではございませぬが、その後、保険税率の調整等の中で今年度の年度当初においては、約1億5,000万円ということでは、そういった面では相当基金が減っておるといふのも事実でございませぬ。そういった状況の中で、大きな医療費が必要になった状況になったときに、その対応というのは非常にこの基金のほうで対応するようになってございませぬ。そういった状況が危惧されるわけではございませぬが、今年度2月の段階で国保財政の健全化計画を策定させていただきました。その中で基本的な考えといたしましては、議員御指摘のように、基金の積み立てということは非常に重要であると思ってます。従いまして、決算剰余金が生じた場合には、可能な限り基金に積み立てると。それと健全化計画の期間中、24年から28年度までの5カ年におきましては、一般会計からの法定外の繰り入れもその中で基金の造成を積み立てていくという基本的な考えを持ってございませぬ。そういった状況の中で、基金については積み増しを行いながら、いざというときに対応していくと、そういう状況で現在のところこの計画の中でもそういった位置づけをさせていただいておるとい

うことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行議員にお願いをいたします。先ほどの質問された内容は通告外でございますので、以後、質問には気をつけていただきたいと思います。  
金行哲昭君。

○金行議員 申しわけございません。関連かと思ひまして、私は許せる範囲かと質問させていただきました。

次に移ります。学校適正化についてでございますが、まず、市長、この学校規模適正化についていろいろございまして、これは市長が当初言われたように、統合はしなくちゃいけないという考えは一貫だと思っておりますが、それに伴って小中一貫のことも出てきたという部分もあるし、以前からあるんですが、その点のお考えをお聞かせください。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 詳細につきましては、教育長が答弁いたしますけど、これ大きな行政の課題でございますので、市長としてもお答えをしたいと思っております。学校規模適正化をやっておりますけど、これは避けて通れないもの。ただ、このことが市民にとってある程度不利益かどうかという問題はまだ時間がございますので、ゆっくり検討していきたいと思っております。他の市町の影響を見ても、統合せんこう残ったところも非常に数は少ないようでございますけど、このことはしっかりと、いわゆる大きな方向性等が見い出せるならしっかりとやっていきたいと思っておりますけど、現在のところ皆さんへの説明を図って御理解を賜りながら適正化の方向へ進めていくということでございます。教育委員会のほうへお願いしているのは、これと合わせて今後いろんな今の電算のシステムとか、こういう社会状況が変わってきますので、小中一貫とか、こういう分野も視野に入れながらこれから検討していこうじゃないかという裏打ち合わせをしているところでございます。総合的に生徒がおらんようになったところをちゃんと学校の規模を考えるとということは課題でございますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本副議長 引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

小学校における学校規模適正化の実施状況でございますが、御承知いただいておりますように、平成23年度を学校規模適正化推進計画の周知を図る年度と位置づけ、市内全域におきまして説明会を開催させていただいたところでございます。それを受けまして、今年度につきましては、引き続き保護者・地域に丁寧な説明を行い、合意を得て周知徹底を図った後の次のステップでございます、統合準備委員会の設置をお願いしたいと考え、現在取り組みを進めているところでございます。

なお、小中一貫につきましては、先ほど市長が答弁をいたしました。

市長のほうからも小中一貫について研究・検討するようという指示をいただいております。ただし、6月議会におきましても答弁をさせていただきましたように、現在、本市におきましては協力して育てる教育のもとに小中連携の取り組みを充実させる努力をしております。この結果につきまして、現在のところ成果が上がっているというふうに考えておりますので、当然、小中一貫についての検討・研究はしてまいります。現在の当面は小中連携の充実を引き続いて図っていくということで考えておるところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 市長は必要だということですが、教育長の答弁に対してですが、小中は当然考えていかないけんということですので、そこらを含めて、また統合場所とかいうのは一応小学校の場合は出ておりますが、中学校を加えた場合にはまたその他の問題は出てくるということは認識はしとってよろしいでしょうか。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 金行議員の御質問にお答えをいたします。

御承知いただいておりますように、計画の中におきましては、まずは答申を受けて諮問をいただきました小学校の統合を優先させていく。その後、状況を見て中学校については検討をしていくということがございます。従いまして、現在、先ほども申しましたように、統合準備委員会の立ち上げに向けての説明会を市内で実施をさせていただいております。このことの状況を見ながら、先ほど御質問をいただきました中学校の統合ということについては検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 教育長、統合は私もやらなくてはいけないと思っている一人の議員ですが、これを5年以内にやるという基本路線は出てます。いろいろなことが起きる可能性がございますよね。これ、例えば、小田小学校と東小学校は耐震化ができておりませんよね。そこらは5年あるからといって明日地震が起きるか、明日、今日耐震化ができるかという問題、そういうことはない、2年後に起きるかわからんということがございます。そこの耐震化についてはどう考えておられるか、ちょっとお聞きします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 御承知をいただきますように、市内の小中学校、建屋につきましては、全てで耐震診断を行いました。耐震性のない建屋につきましては、現在計画を立てまして、鋭意、耐震工事を実施しているところでございます。

御質問の学校規模適正化と耐震工事の関連でございますが、御指摘のように、学校校舎におきまして耐震性が不足する校舎といたしましては、工事が終わってない郷野小学校、小田小学校、小田東小学校の3校の校舎が耐震性が不足するという診断結果でございます。この3校の校舎につきましては、計画におきましては平成26年度以降の耐震工事ということで計画を立てております。今後につきましては、議員御指摘のような学校規模適正化事業の取り組みぐあい、また耐震工事に対します国の補助金とさまざまな考慮する案件がございますが、子どもの安全・安心を第一に考えて今後適切な判断をしてまいりたいというふうに考えております。御理解のほうよろしくお願い申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 全くそのとおりですよ。子どもの安全・安心第一ですよ。そのことを認識されておりますので、私も安心して2項目の質問に移りますが、学校統合については御理解は一部はしておられますが、今教育長がもっともっと説明、準備委員会をするということでございますが、そのもっともっと説明会が必要と考えますが、その準備委員会ということも必要ですが、もっと地域のいろいろな方に丁寧に説明会をする必要がある、いろんな御理解をするそのプロセスを大事にしていかなければいけないと思いますが、その点どうお考えおられますか、お聞きします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 金行議員の御質問にお答えをいたします。

先程も御説明をさせていただきましたが、昨年度、23年度は計画の周知を図る年度と位置づけて、全小学校合わせて小学校区における地域振興会に計画の周知徹底の説明をさせていただきました。しかしながら、まだ今日に至って、その計画を十分把握していただけてない現実があるということも事実でございます。従いまして、今年度は先ほど言いました、統合準備委員会の立ち上げを目標に現在説明をさせていただいておるところではございますが、その学校規模適正化推進計画の説明も合わせて現在市内のほうを歩かせていただいております。今年度におきましては、昨年度余り出てきませんでした、プールの問題でありますとか、あるいは世代間での意識のずれ、いわゆる就学前の保護者の方、あるいは小学校、中学校の児童生徒をお持ちの保護者の方、それから一定の年齢に達しておられる方、そういった世代間での意識のずれでありますとか、先ほど御質問をいただきました中学校との統合との絡みという質問も多くいただいておりますので、議員御指摘のように、推進計画の周知徹底と合わせて準備委員会の立ち上げに向けての説明、お願いを今後も引き続いて市内小学校区で歩かせていただこうというふうに考えておるところでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今、教育長が言われたように準備委員会をつくるということで、市民の方は統合はもうわかってくださっておるんですが、その行き方はどうなってるんか、通学はどうなるんかということのを先に考えて、その説明がないと、そこまでいってないんじゃないかと言うんですが、そこらも今から準備委員会をつくって丁寧に説明をするということですから、丁寧に説明してくださるようお願いいたします。

私も今回の国民健康保険にしても学校規模適正化にしても光ネットにしても、やっぱり市民一体となつての説明が必要だと私は認識しています。これを皆さんと一緒に説明をしなきゃいけないということで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○塚本副議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時38分 休憩

午後 2時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

7番 先川和幸君。

○先川議員 7番、無所属、先川和幸です。先に提出しました通告書のとおり、本市の防災対策について市長にお伺いをいたします。

ついせんだって、8月29日に政府は南海トラフ沿いで巨大地震が発生した場合、関東以西の30道府県で最大32万3,000人の人が死亡するというショッキングな被害想定を公表いたしました。この背景は、昨年の東日本大震災を踏まえ、想定外を想定すべきとの判断から発表され、国民の防災意識を強く喚起するためとありました。昨年の東日本大震災、時間雨量が100ミリを超えるスポット的集中豪雨、過去流行した狂牛病、鳥インフルエンザ、また隣国との国土所有権をめぐるトラブル等、危機管理も多岐・多様に渡り、市民の防災意識も敏感になっていると思われまます。このような状況の中で防災対策について、スポット的ではありませんが、次の5点について市長にお伺いをいたします。

まず1点目、避難場所の整備についてでございます。ハザードマップに表示されている避難場所は市内全域で56カ所、指定されていると聞きますが、その状況を見てみますと、浸水区域内にあったり土砂災害の危険区域内にある箇所も見受けられ、また避難場所の全てが市の公共施設に限られ、安全な場所であっても県の施設、例えば、県立高校等が入っておりません。以前にも避難場所については見直しが必要と指摘されておりますが、見直し作業について現在どのような状況か、お伺いいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの先川議員の御質問にお答えをいたします。

避難場所は、現在、防災マップに57カ所をお示ししているところでございます。本市で想定される災害は、地震及び大雨による洪水、土石流でございますが、中山間地に位置するため、浸水及び土砂災害の発生が予想される区域（市内約950カ所）が多く、どんな災害が起きても安全が確保できる避難場所がなかなか確保できないのも事実であります。

避難場所は、避難生活が長期間にわたる場合を想定して、医療の確保や避難物資を円滑に供給できる拠点となるものであります。このため、大規模施設に集約する必要もあろうかと考えております。市が管理する施設以外の、例えば高台に位置する県立向原高等学校を避難場所に指定するために、学校長の同意を得るなどの現在準備を進めておるところであります。

また、近年は、ゲリラ豪雨の発生も多くみられ、大人数が長期的な避難を行うことを想定した避難場所に加え、地域の地形を考慮し、少人数が一時的に避難回避を行う、一時避難場所を決めていただくなどの対応が必要であると考えております。このため、早期避難の必要性を促しながら、過去に被災した状況や、地域の実情に詳しい地域振興会等の意見を伺いながら、防災マップの修正を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政機関が機能不全に陥る最悪の事態も想定し、みずからの判断で行動できる、自助の行動を市民の皆様に啓発することが重要であると考えております。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 向原高校がというのは今初めて聞いたわけですが、全市的に今後いつまでにこの見直しをされようとしているのか、期限的に。いつまでにそういうことをされようとするのか、いま一度お尋ねします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 避難の規模もよりますけど、基本的には東日本大震災の成果を踏まえて、今年度中にはある程度の方向性を出していきたいとかように思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 避難場所が安全でなくては全く意味をなしませんので、まずは安全場所の確保、それから建物の耐震性、医薬品等の備蓄等、各地区で地区の自主防災組織とも十分協議の上、早急に整備されることを要望し、次に移ります。

2番目の防災に必要な通信施設の整備についてでございますが、現在、

本市では光ケーブル、お太助フォンの工事が着々と進められ、これからの各種の情報伝達のツールとして期待されるところであります。しかし、停電時の問題、外部への情報伝達ができないと、危機管理上からの同報通信施設としては残念ながら万全とは言えません。東日本大震災を受けて政府の調査によりますと、岩手、宮城、福島県で津波警報を知ったのは防災無線が52%で、テレビ7%、ラジオ17%を大幅に上回り、防災無線による情報伝達の重要性が問われているところであります。

また、本市の新市建設計画では安全なまちづくりの推進の中の重要施策の一つとして、防災無線の統合整備が掲げられております。今後の防災に必要な通信施設の整備について、市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 防災に必要な通信施設の整備についての御質問にお答えをいたします。

現在、防災情報を伝達する通信施設として、防災行政無線、J A有線放送、放送事業者及び携帯事業者から配信される、エリアメール等を活用しているところでございます。合併時からの懸案事項でありました、地域情報化施策の整備として、今年度より2カ年計画で、市内全域を光ファイバー網の整備、お太助フォンを皆様のお宅に設置をすることとしております。その中には、火事や豪雨による災害情報や、避難を必要とする場合の避難準備情報、避難勧告及び避難指示などの、避難情報を伝達することができ、避難の際の重要な情報を受けることができるため、より迅速かつ正確に伝達することが可能となります。また、昨年度の国の3次補正により、移動系無線の整備として、災害対策本部や支部、公用車及び各方面隊消防団車両に対して、223台の携帯無線機を配備し、各関係機関の伝達手段の向上を図りたいと思っております。いずれにいたしましても、有事の際の伝達手段といたしましては、今後、光ファイバー、エリアメール及び広報車等により、自主防災組織や地域振興会などのあらゆる連絡網を活用いたし、市民の皆様に伝達していきたいと考えておりますので、御理解を賜るようお願いしたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 子育て支援も大切でしょう。若者定住も大切でしょう。しかし、命より大切な物はないと思います。市民の生命と財産を守る安全については、施策の網は幾ら重なってもいいのではないのでしょうか。今後、国の動向等を見据え、慎重に対応していただくことを要望し、次に移ります。

次に、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の本市の状況についてでございます。このシステムは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震情報速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信し、市町の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国より住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムと聞いております。これについて、本市はこのシステムを導入しているとのこと

ですが、国からの緊急情報を受けた際、市は現在、どのような手法で市民に伝達しようとしているのか。また、今後についてもどのような手法で伝達しようとしているのか、市長にお尋ねします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全国瞬時警報システムの本市の状況についての御質問でございます。お答えいたします。

全国瞬時警報システム、通称「J-ALERT」は、大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体へ伝達すると同時に、地域衛星通信ネットワークに接続された、防災行政無線等を自動的に起動させ、住民へ緊急情報を伝達するシステムであります。現在は、防災行政無線と有線放送の2系統による施設で情報伝達を行っている関係上、市に情報が伝達されるまでとしております。整備を進めております、光ネットワーク整備事業完了後、速やかに接続を行いまして、システムの効果的運用が図られるよう進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 緊急情報が的確に全市民に伝わるよう、対策していただくことを要望します。

ただ、ここでお太助フォンを通じてとおっしゃいますけれど、全ての人が中に生活しているわけではありません。外でお仕事をされている方もいらっしゃいますし、先ほど東日本の津波情報については52%の方が防災無線で知ったと。外で仕事をされている、外にいる方の情報はお太助フォンでは伝わらないわけで、そういう意味でお太助フォンの機能は重々わかっておりますし、活用はしていただきたいわけですが、防災機能としての同報通信施設としては少し違うんじゃないかという感覚を持っております。いずれにしても次に移りますが、次のことが本日の質問の本命でございます。

向原町、八千代町の施設の防災無線の今後の取り扱いについてでございますが、現在、向原町で13カ所、八千代町で7カ所設置されております。先般、各行政区ごとにお太助フォンの概要説明がされ、その際、今後の防災無線の取り扱いについて、数多くの質問があったと聞いております。残してほしいという強い要望があったとも聞いております。これらの市民の声を受け、今後の取り扱いについて市長のお考えをお伺いします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 既設の防災行政無線の今後の取り扱いについての御質問でございます。答え申し上げます。

現在、市の情報伝達施設として、防災行政無線（八千代町・向原町）、J A有線放送（吉田町・美土里町・高宮町・甲田町）の2系統による施設を利用いたし、情報の伝達を行っております。合併時からの懸案事項でございました、市の地域全体情報化施策の整備については、今年度より光ファイバー敷設による市内全域を整備し、情報伝達システムの統一化を図るよう工事を進めているところでございます。従いまして、完成後は、既設の施設については速やかに廃止をいたし、新システムに移行したいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

御心配の今の無線につきましては、検討しながら今後の対策を考えておりますけど、他の市町も一本化を図っておりますので、慎重に統一化して考えますので、御理解を賜りたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 他の市町というのが旧4町のこの4町のことを指されるのではないかと思いますけれど、市内全域に設置するとしたら、何カ所ぐらい必要で、平成27年にはデジタル化して現在の施設が使えないというお話も聞いております。しかし、先ほども言いましたように、新市建設計画の中にもそういう項目がうたってありますし、防災について、あるいは災害については幾ら重なってもいいと思います。そういう中で、防災無線を仮に全市内に敷設としたらどのぐらいの費用がかかるのか、お尋ねいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先川議員の御質問にお答えしたいと思います。

市内一円に防災行政無線の屋外、拡声機等の設置に対してどのぐらいの費用がいるか。現時点で詳しい見積もり等はできておりませんが、合併時における新市建設計画においては約23億円から24億円、そういった近いお金が必要だろうという試算を行っておるところでございます。以上です。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 既に市長の御答弁をいただく中では、これはやらないと。お太助フォンがあるからやらないんだという御答弁だと思うんですが、そうですかというわけにもいきませんので、市民の声ということもこれからも聞いていただけないといけないので、きょうは頭出しということをお願いしたいと思うんですが、この物件が、今御説明がありました25億円前後かかるのではないかとございまして、これが今後、合併特例債、あるいは過疎債、こういうものを利用できる物件かどうかを、いま一度お尋ねします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長　今の御質問ですが、この事業を、屋外等について合併特例債も充当できるかと言われれば、新市建設計画にのっとりしますので、合併特例債の充当は可能であると。ただ、過疎債等については議会の承認等の課題があると。ただ1点、ここに至った経緯を少し説明させていただきますと、新市建設計画における安芸高田市の地域情報化推進事業というものと、防災無線等の統合という大きな建設計画の中の柱はございます。そういった中、安芸高田市内における、そういった防災上の周知徹底、意味をなすためのそういった手法について、どのような手法が安芸高田市において費用対効果上、一番いいのか。そういった検討をする中において、現時点においては光ファイバー網を設置する中で、お太助フォン設置、各世帯にそういった避難指示とか避難勧告、そういった防災情報等をお知らせする手法のほうが費用対効果上も一番いいのではないかという判断をさせていただいておるといふふうに御理解いただきたいと思います。

○塚本副議長　以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員　それはよくわかるわけですが、先ほど言いましたように、このお太助フォンの欠点は停電時に作用しないということと、外部にはその情報が伝わらないと、こういう欠点があるわけでございます。従いまして、その辺が、費用対効果とおっしゃいましたけど、そこまでは情報を伝達する必要がないという判断ならば、これは必要はないかもわかりませんが、人命尊重という中で果たしてそれでいいだろうかということでございます。

いま一度お尋ねしますが、国の施策と申しますか、国の流れは防災無線というのはもう要らないという方向なんでしょうか。それとも要するという方向なんでしょうか、わかればお答えいただきたいと思います。

○塚本副議長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画振興部長　竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長　国の施策としては防災情報を的確に伝えるというものは必要であるという判断でございます。また、防災行政無線等を使った全国の普及率、そういったものに対しては、全国、現在70%程度と私どもは理解をさせていただいてます。そういった中、新たな手法として、安芸高田市内としては、この光ファイバー網を使った防災情報の伝達という、第一段階的にはここを整備させていただきたいというものでございます。

○塚本副議長　以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員　今、市が全力を挙げてお太助フォンの整備に向かっておられるわけでございますから、まずこれに全力を挙げていただきまして、また国の流れ、国の考えもまた時期が来たら変わるかもわかりませんが、その節はぜひ防災無線の整備ということを頭の隅に置いていただきたいと思います。

次に移ります。最後になりましたが、組織上、危機管理の強化につい

てでございます。市民の生命と財産を守るためにも、危機的な状況が生じた際は、即座に対応を求められ、同時にその事務的処理の迅速化も必要であることは言うまでもありません。広島県においては、今年度より危機管理室を危機管理課に名称変更を行い、知事直轄の組織となったと聞いております。他市におきましても、危機管理課となっておりますのは、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市の8市で、三原市と本市の2市は室となっております。今後の危機管理室の位置づけ、また名称変更について、市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本副議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 組織上の危機管理の強化についての御質問でございます。お答えいたします。

市の危機管理体制につきましては、地域防災計画に基づき、安芸高田市危機管理基本指針を定め、各種災害時における危機管理対策マニュアル、及び危機レベル別体制を定めておるところであります。

具体的には、気象情報によって、注意体制から警戒態勢、さらには災害発生状況により、非常態勢による災害対策本部を設置することとしております。また、局地的災害に対応するため、各町ごとに支部を設けて管内に対する対応を行っております。支部への被害が想定される場合には、応援職員の派遣を定めておるところでございます。市民の皆さんへの対応として、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定め、避難勧告等に対する判断基準により、早期の避難誘導ができるよう進めているところでございます。当面は、この体制で危機管理を行いながら、必要に応じ見直し、防災力の向上を目指したいと考えております。

議員御指摘のように、この名前を変えることにどういう意義があるということはもっと勉強していきたいと思っております。基本的には、みんな必死でやってるということなので、その辺のところは少し勉強させていただきたいと思っております。

○塚本副議長 　以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 　以上で質問を終わりますが、ちょっとさかのぼりますけど、J-ALERTですよね。先ほどちょっとテレビで云々という話を聞いたんですが、本市へ国からそういうことが来た事例があるのかどうか。もう終わったんですけど、いま一つお尋ねします。

○塚本副議長 　総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 　J-ALERTにつきましては、定期的に国よりテスト送信が行われて、受診できることは確認しておりますが、具体的に想定される大規模な災害、あるいは他国からの武力攻撃に関する情報は入ったことはございません。以上でございます。

○塚本副議長 　先川和幸君。

○先川議員 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○塚本副議長 以上で先川和幸君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員 14番、あきの会、青原敏治でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

8月19日に愛好者が待望の土師ダムにグラウンドゴルフ場がオープンを行いました。そこで今後の運営についてをお伺いをいたしたいというふうに思います。

現在の受付事務については、八千代町の開発公社がはじ丸館において実施をされておると思います。現在、オープン以来、利用者が多く来られますことですが、苦情も多く聞いております。そこで私も利用者の何人かの人に今回のこととお聞きをいたしましたら、やはり何点かの苦情を聞いております。そこで、今回のここに書いておりますけど、受付場所、今ははじ丸館でやっておりますけど、やはり現地近くで受け付けをしてほしいということが一番の苦情だろうと私は思っております。そういう観点で市長のそこに受付をつくれるか、つukれないかということをして市長にお伺いをいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの青原議員の御質問にお答えします。

土師ダムグラウンドゴルフ場の受付場所についてでございます。現在、サイクリングターミナルの建てかえ工事に伴い、ターミナルの場所を、湖面利用センター「はじ丸館」に移動しております。については、グラウンドゴルフ場の受け付けを含め、八千代町開発公社の事務そのものを「はじ丸館」で今行っておるのが現状でございます。サイクリングターミナル、リニューアル後も、グラウンドゴルフ場の受付事務につきましては、位置的にグラウンドゴルフ場に近い「はじ丸館」で行うことと予定しております。今後、実態とか状況を見ながら考えていきたいと思っております。まだまだ暫定的な整備とか、まだ足りないところを整備しなくちゃならないこともございますので、最終的なことについてはこれからは検討してまいりますけど、当面、そのはじ丸館を使っていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 当面ははじ丸館のほうで受付業務をするということなんですが、やはり何かにつけ便利が悪いんですね。今の場所では、やはりいろんなこと、例えば、あそこで何か事故があったときとか、いろんなことが想定されるわけですね。そうすると、あそこのはじ丸館まで走っていかないけん。かなり距離があるんですね。それと御高齢の方がかなり多く利用されるという状況の中で、やはり1分でも1秒でも早くそういう危機を

伝えて処置をしたいというような状況にあると思うですね。そういうことでやはりあそこが全貌できるような場所に、常設というわけにはいかないので、仮設でも事務所をつくっていただいて、そこで受付業務をしていただければ、その中にはやはりAEDとか、いろんな機器も置かれるだろうと思いますし、貸し出しの器具もそこには常設できるんじゃないかなろうかというふうな思いがしますので、それとやはりコースが一望に見られるということでいろんな状況が把握できるんじゃないかなろうかというふうに私は思うんですね。今、市長がキャディーさんのいるようなグラウンドゴルフ場というような名目を出されておるわけですから、やはりそれなりの利用者に対してのサービスですか、そういうのはぜひ早いうちにやっていかないと意味がないんじゃないかなろうかというふうに私は思います。と言いますのも、やはりそういう悪評がどんどんふえてくると、あそこの利用者が段々少なくなってくる。それじゃあそこへつくった意味もなくなってくるというような状況になりますので、やはりつくったからには皆さんでしっかり利用していただいて、利用していただければ管理料もかなり出てくるわけです。整備もかなりできるというような状況になりますので、そこらをもう少し前向きな回答をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 はじ丸館ですずっとやってるんじゃないしに、当面そこでちょっとやるんですけど、またトイレの問題とか、それから食事をする場所とかいろいろありますので、全体を見ながらやっぱりそういうことを定めていきたいと思っております。中の施設の問題もあります。今、間伐材を利用した分のあとベンチはどのぐらいいるかとか、どのようにしたらいいかとか、日陰はどうなるか、そういうところもあわせてちょっと様子を見ながら次の展開を図っていききたいと思っておりますので、決して後ろ向きじゃないので、前向きに考えていきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。はじ丸館を利用して、トイレをエレベーターもないのに年寄り皆上に上がるんかとか、課題はございますので、このことはしっかりと考えていきたいと。また、ダムの中に構造物をつくるということになりますと、河川管理上の問題もありますので、土師ダムとの協議も要ります。そういうことを踏まえながら、当面はじ丸館という箱物があるのでそこでやって、問題点を踏まえながら確かなものにしていくということで御理解をしてもらいたいと思ひます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 今次に言おうかと思ったところを市長が皆答えられたんですが、やはりダムには制限があるというふうに思ひます。あそこはましては危険水位よりは下にある施設でございます。だから常設というのはまず無理だろうというふうに私も思ひしております。だからこそ早目にプレハブ的な

ものをあそこに設置していただいて、やはり利用者の利便性を図るという意味で、サービスを強化するという意味で早くあそこに設置をしていただきたいというふうに私は思っております。

関連しておりますので、今1番についてですが、1番と3番が大体同じような状況なので、市長もさっき答えられましたので3番のほうを先に言わせてもらいますと、利用者の利便性をということになりますと、先ほど市長も言われたように、トイレがかなり上にある。両サイドにあればするんですが、かなり遠いところにある。高齢者の人ではやっぱり階段を上がるのはしわい。ということになりますと、どこかへトイレをつくらないけん。先ほども言いましたように、あそこは常設のトイレは恐らくできんだろうというふうには思います。じゃあそこまで行けやというのもまた酷なことだろうというふうには思う。

この前も花火大会のときに仮設のトイレがあそこにやってありました。そういう仮設のトイレでもいいですから、早目にあそこに設置をしていただいたら、もう少しは利用者もふえるんじゃないかろうかと、私はそういうふうに思います。

それと、今からは寒くなるのでそれほど汗をかくこともないだろうと思いますけど、それに関連して、来年の5月、6月、7月、夏になれば炎天下でやる、影もないところでプレーをするわけですよ。そうすると、やはり汗もかく、ちょっとくつろぎたいなというところもある。それと来年は今のサイクリングターミナルも充実してできてくるという状況の中で、やはりあそこを利用してもらうことが最大の目標じゃないかろうかと私は思うんですね。観光客がどんどんあそこに来て、プレーをして、あそこで食事をして帰っていただくと。中にはやはり汗をかいて一風呂浴びたいとかいう人もおられると思うんですね。だからこそ、この前の土師ダムของ宿泊等の云々の質問をしましたが、それも関連して、やはりそういうのも考えていただければと私は思うんです。土師ダム出身者の人の思いもあろうかというふうにも思いますけど、やはりあれだけのBMXとかグラウンドゴルフ場とか、いろんなスポーツができるサイクリングとかありますので汗もかきます。やはりシャワーの一つ、余り大きな風呂でなくていいですけど、風呂があつたら一風呂浴びてさっぱりした気持ちで帰るというようなこともできるんじゃないかろうかというふうに私は思うんですが、そういうところまでやはり考えてやっていただきたいと私は思うんですが、市長のお考えをお伺いいたします。

○塚本副議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　基本的には青原議員さんがおっしゃることと一緒にございまして、それじゃ宿泊施設を先につくってみますのか、実態見てつくるのかと。今回は、実態を見てつくるということを選択させてもらったと。特に広島市のほうに聞いたら日帰りの状況の使用が多いんじゃないかというふうに考えてます。これが変わって、どうも宿泊する人が多いよとい

うことになれば、また考え方が違ってくると思うけど、今までうちが先行した部分の施設はある程度うまくいかなかったもんですから、そこは実態を見てとっております。安芸高田市のみならず、この間先般も広島県の区役所に行って要請してまいりましたけど、泊まるというところまでは行かないと。うちで後から考えてみますと、神楽とか湧永とかいろんなものと連携しているのはまたこれからも考えていかないけんかと思えますけど、それとちゃんと踏まえた上でまたそういうことを考えてもらっても遅くはないんじゃないかという考え方をしているところでございます。

それから、今のこのグラウンドゴルフなんですけど、ある程度、トイレとかいうものは要望していかないけんよになると思えますけど、そのような便宜性はあるにしても、我々は今度整備いたします、土師ダムの湖畔の建物がありますね。これとかこのことを一体として、まちづくりにつなげていきたいという思いは一緒でございますので、卵が先か鶏が先かじゃなしに、利用者が多いのなら、早急にまた考えていくというひきょうな手かもわかりませんが、こういう方向へ出しているところでございます。いずれにいたしましても、ちゃんとした利用者があつて、なるほどここならちゃんと施設として利便性があつて、いいよのうという物にしていきたいというのは考えておりますので、御理解をしてもらいたいと思えます。これでほっとって、客が来んじゃしょうがないというんじゃなしに、ちゃんとした動向を見ながら次の展開を図っていききたいと思えますので、御理解を賜っていききたいと思えます。

今回ちょっと、今まで何遍も何遍も失敗してるんです。先につくって客が入らんというのでは困るので、ちょっと動向を見ながら次の展開を図っていききたいということで、前向きな歩み寄りだという解釈をしてももらいたいと思えます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 この前から比べれば、かなり前進したんじゃないかろうかと私は思います。市長さんがそういう考えがあるのであれば、それを着実に進めていただきたいというふうに私は思います。

そこで2番目にまた戻るんですが、指定管理あるいは直営というような云々が出てくるだろうと思えますね。そこで、指定管理をして民間活用をしていただいたら、またそこにも雇用が生まれるんじゃないかろうかというふうな思いがします。そこらあたりのお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 基本的には、土師ダムのグラウンドゴルフ場の管理・運営につきましては、指定管理者制度により行いたいと思っております。現在、サイクリングターミナル及び土師ダム周辺施設につきまして指定管理委託して

おります「八千代町開発公社」に委託しておりますけど、向こうの公社の動向を踏まえまして、今後は決めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、安芸高田市の条件のいいところがございますので、うまく仕組みをつくっていけばお客さんも来るんじゃないかと思っております。

先般も広島市の北区の区役所に行くと、非常に魅力を感じておるということでございますので、そのためにはやっぱり土師ダムの公用性とか、広島市に貢献している役割とかを示しながら、市の方に使ってもらおうと。そうかといって、市が使ったために安芸高田市の人が使えんようになっては困るので、その辺の整合を取りながら、大事な施設、今後を考えていきたいと思っております。議員御指摘の管理体系は、当面は指定管理で行くつもりでございます。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 当面は八千代町開発公社の指定管理ということでやられるんですが、やはり民活を活用することによって、あそこでいろんなことが展開できるというふうに私は思うんですよ。それは今のBMXにしてもグラウンドゴルフにしてもしかりですが、やはりそういう民活をやれば、やっぱり商売人の知恵というか、いろんなものが出てくるだろうと思うんです。グラウンドゴルフにすれば、そこでいろんな用具を販売もできるようなというふうに思いますけど、それとそれなりの人が、審判員の資格を持っている人があそこで指定管理を受けてやるとなれば、コース上のいろいろな問題が出た時でも、それはすぐに対応ができるというような状況にあるんじゃないかなろうかというふうに私は思うんです。それとやはり商売ですから、もうけないけんということになると、どうしてもいろんな物をそろえていかないけんという状況がありますので、そこらもそれができればコース管理もしっかりできてくるんじゃないかなろうかというふうに私は思うんです。今、わからんままにどんどんやるんでなしに、やっぱりそれなりの人が、資格を持ってる人、あるいはその経験がある人がやれば、このコースも立派なコースになるんじゃないかなろうかと。市長が言われるように、やはりキャディーさんがいるよ、あそこに行ったらキャディーがおるよというようなグラウンドゴルフ場にさせていただきたいと念願をしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○塚本副議長 以上で青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 石飛慶久君。

○石飛議員 3番、無所属、石飛慶久です。本日、最後の一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

通告通り、まちづくりについての一般質問をさせていただきます。本日も朝一番、また昼一番の答弁の中で、市政の施策としては少子高齢化対策に対して重点的にやっていくという御答弁もありましたので、私の最

後の質問の御回答が大体見えてるかなと思うんですが、一応通告通り、この流れに沿って質問させていただきます。

安芸高田市総合計画2005が策定され既に8年経過しました。この間には、日本時間、きょうは9月12日ですが、2001年の9.11、テロから始まったテロとの戦いが最重要課題であった時代があります。また、世界経済においては、アメリカ初の世界金融基金により世界経済が大きく揺れたリーマンショック、ギリシャの金融破綻、現在続く円高による輸出企業の不安定さ、自然災害においては世界各地で頻発に発生する災害、特に日本では昨年3月11日に東日本大震災もあり、世界国内、情勢の動向において金融の立て直し、道半ばの災害復旧など、また国民生活の社会保障と税の一体改革、まだ未完ということになっておりますが、国政県政も大変な状況の中、本市の行財政運営が左右される不安定なことが多い状況ではありますが、本市においては後期基本計画を立て、毎年ローリングをかけられ、着実に実施計画を遂行され、今日に至っている状況ですが、国政において過疎法の変更、合併特例債の期間延長など事態が変わりました。予算編成に伴う起債の立て方も大きく変わっている中です。今後のまちづくりについて、一番としまして、現在合併特例債の残額が約30億円あると、前回の一般質問の中で答弁いただきました。その合併特例債と過疎債の有効利用の必要性があると思っておりますが、市長はどのようにお考えであるかをお伺いするものであります。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の石飛議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災の発生に伴い、合併特例債を発行することができる期間が、被災地以外の合併市町村も、5年間延長されることになりました。また、平成27年度まで延長された過疎地域自立促進特別措置法も、さらに5年間延長されました。過疎計画につきましては、今後、さらに延長された、5年間の計画策定を国・県の指示により行っていくことになるかと考えております。

合併特例債の対象となる新市建設計画につきましては、大きなハード整備事業は、一定程度執行されたところでございます。合併特例債につきましては、有利な起債とはいえ、あくまでも借金でございます。起債発行につきましては、本市の財政状況、今後の重要施策の執行等、十分検討した上で、有効に活用していきたいと考えております。

特に過疎法のソフト面についての適用がございましたので、新市建設という見直しを含めまして、ソフト面の充実というのはこれからも検討していかないけれど、ただ、検討してもやるというんじゃないかと、やることに値するかどうかという検討をこれからもしていきたいと思っております。ハード面につきましては、ある程度形を見ることができたのも現状でございます。今後につきましては、過疎債というのも借金でございますので、慎重に取り扱っていかないとかように思っています。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 本日に合併特例債も市長が言われるように、借金というものでございます。ただ、財政的に本当に検討されてこのまま事業を縮小されていくと、先ほど市長が言われましたように、大型事業もほぼ完成したと。26年から31年までの間、約22億円の合併特例債の加算がなくなってしまうと。財源が払えんようになるよと。となると、財源がないということになりますと、自主財源だけではやっていけない、財源が事務的経費でいっぱい、いっぱいだよと。そうすると、大型事業はすることができなと。財政健全化の見通しでも平成31年には建設投資、経費も人も、確か4億円ぐらいしかなかったと思いますが、将来的に建設投資経費を本市が縮小するというものに対する恐怖感というものはお持ちではございませんでしょうか。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 財政に対する国の仕組みに対して、県の仕組みに対して恐怖感というのは全くございません。今のところ、いかにこのときを利用して安芸高田市が優位に展開するかという方向で考えていると。ただ、借金ばかりするな、するなというんじゃないしに、どうしてもしなくちゃいけないものは無理してでもやっていきたいと思っておりますけど、大体目につくような光ファイバーとか新交通とか、終わってますけど、どうしてもやらないといけないものは利用してやっと思ったほうがええと。過疎債も余ったけ、7割返ってくるようなありがたいものを、はいそうですかといって返すことも施策かもわかりませんが、どうしてもやらないけん施策を皆さんと一緒に考えられるなら、この際、考えとかなないけんということなんで。その際、今後の安芸高田市の将来にとって、借金まみれになって夕張のようにならんようにすることは我々の責任なんで、そのハードルをかけていきますけど、これから議員の皆さんと一緒に考えていけないのは、金が少なくはなってきましたけども、まだ有利な金は残ってるんで、安芸高田市としてやらないいけないのは何かというのは真剣に議論していかないかと思えます。やるなら早くやっておくということです。いわゆる期限が切れた後にやるよりか、今やったら得なんで、そういうことは一緒に考えていきたいと思っております。そのことは当然、有利な起債であって、将来返ってくる負債とか、こういうような説明ができての話においてでございますので、どうか御理解をしてもらいたいと思えます。決して今から何もせんというんじゃないでございます。どうしてもやらないけんことに、それじゃ特例債が切れたころにどうしてもやらないけんなるんだったら、思いっきりやっていきたいということでございます。課題抽出するのは難しいんですけど、議員の皆さん方とそういうことを考えていきたいということでございます。どうかよろしくお願ひします。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 ありがとうございます。本当にお昼の一般質問の中でも災害に対する設備、行政防災無線ですか。25億円をこの総合計画、新市計画を立ち上げる時に検討されて、25億円というものがあつたけど、今現在はお太助フォンを利用して防災に役立てようという形だから、過疎債は適用するというよりは、まずそういう計画はいまのところはお持ちではないというものも、私の前の同僚の議員のほうの答弁の中にあつたと思います。それとは別に、今市のほうで、まだ国の採択待ちになっている再生可能エネルギー調査研究事業というものが現在ございますが、これといったものがどんな形になって、この本市が採用するかどうかというものはまだわかりませんが、これでもある種、投資的な事業になり得る可能性のある調査・研究だろうと思うんですよね。これがいますぐ議論になるかというのも、先ほど市長さんが言われたように、まだまだよく議論をして、もし使えるものなら使わせてみようよというお気持ちがあるということで、使う有効性はあるよという答弁だと理解いたしまして、次の質問にいきたいと思います。

合併特例債と過疎債の最終記載期限における新たな事業計画のお考えをお伺いします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 新たな事業計画についての御質問でございます。

過疎計画につきましては、今後、さらに延長される、5年間の計画策定を国・県の指示により行っていくことになると思っております。また、合併特例債の適用期間を5年間延長しようとする場合は、県との協議を経て、新市建設計画に定める現行期限を、市議会の議決により、5年延長する必要がございます。本市の新市建設計画の現行期限は、平成25年度までとなっておりますことから、期間延長する場合には、来年度中に、その手続を踏む必要がございます。いずれにしましても、現在の実施計画を中心に、新たな計画につきまして協議・検討していく必要があると考えております。

我々、やっぱり行政が扱っておるもの、今までの頭の中では事業は終わってるかもわかりませんが、今後、市民にとって有効な手段が、農業とか仕事があるなら、これは皆さんと一緒に前向きに検討していきたいと。やるやらんは、またそのステップで考えていきたいと思っておりますので、現在、こういう有効な手段があるときにやっぱり皆さんと一緒に考えるべきだと思っております。これが終わったからまた明日からもう事業をやめたというんじゃなしに、そういう前向きな姿勢を持っていますので、御理解を賜りたいと思っております。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員      よくわからなかったんですが、過疎法のほうですね。過疎地域自立促進計画というものが大体計画期間が、平成22年4月1日から平成28年3月31日の6年間という形で、これの最終起債期限というものがいつまでなのかということと、先ほどの総合計画における合併特例債が25年まで使えるということ。さらに、5年間延長を使うためには来年度中に申請して、申請すれば、目標年次が2014年、平成26年度でしたから、平成31年度まで合併特例債が使えるというように理解してよろしいのでしょうか。

○塚本副議長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長      先ほど市長のほうで答弁したとおりなんですが、詳細をもう少し詳しく説明させていただきますと、過疎法の制定の中で22年度から6年間という形の中で、22年度新たな過疎計画をつくらせていただいて延期となっております。それがさらに5年間の延長となるということは、ことしの6月27日に国会のほうで東日本大震災の影響を受けて過疎法及び合併特例債の期間が延長されたというものでございます。つきまして、過疎債につきましては、最終年度は32年度ということで、平成33年3月31日までという5年間の延長となったというものでございます。

もう1点、合併特例債もこれも同じく東日本大震災等の影響を受けたということの中で5年間の被災地周辺の地域においては期間が20年となって、それ以外の市町村については最高15年という形で、今まで10年だったものがさらに5年伸びたということになります。そういう形で26年度から30年度までが計画を延長することができる。ただ、これをするためには、先ほど市長の答弁にありましたように、県と協議をする中、市議会の議決を得て、県と最終的にはその手続をふむ必要があるという形になってるというものでございます。以上で説明は終わります。

○塚本副議長      以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員      ありがとうございます。なかなかぱっと理解できなかったので申しわけありませんでした。

新たなる事業計画というのを先ほど答弁でいただいたように、まだまだ協議せないけんよと。ただ、来年度中に合併特例債のほうの特例債を申請すれば、平成31年度まで使えるというものをどうするかという議論もしっかり市民の考えも取り入れていただいて、財源確保という意味では大きな意味合いかと思えます。財源の確保というもので普通交付税、算定項目には地方再生対策費など曖昧な経費なども含まれるなど、抜本的な交付税改革となっていないということだそうです。現在は経過期間であって、臨時財政対策債のうち財源不足基礎方式になる部分が平成26年度から対象外になったり、同じく平成26年度から特別交付税の割合が縮小されるなどがもう待ってるんだよと。ただ、社会保障と税の一体改革で率が決まってないでしょうけど、社会保障に対しては交付金としてひょっとしたらまた本市のほうに回ってくるという部分で、医療・社会

保障に対しては手当はできるかもしれないが、ほかの部分に対しては何かの税込、税の歳入のほうを確保しとかなければいけないかなという思いがありますので、その思いを伝えまして、次の質問とさせていただきます。

3番、具体的事業がある場合、後期基本計画「リーディングプラン」に示されたどのプランに実行されるのか、目標をお伺いいたします。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 事業の実施につきましては、後期基本計画のリーディングプラン、実施計画に基づき実施してまいっております。現時点におきましては、具体的な新規の事業の計画はございませんが、新規事業の必要が生じた場合は、計画の変更について、協議等を行ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

これを策定した時点では、いわゆる過疎法の延伸とか、今の特例債の延伸とかいうことはなかったわけでございますので、今度新たな措置が講じられたことでありますので、新たな気持ちでまたこの中のメニューについては検討してまいりたいと。必要なものをですよ。こういうことを皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、これをほうり投げておくんじゃないに今の時点では、今までの計画ではないということで御理解してください。今後は考えたらあると思っておりますので、そういうことで御理解をしてもらいたいと思っております。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 質問が余りにも抽象的でお答えをいただけなかったんですが、現在、新総合計画に基づく実施計画の中の全てのプラン、事業をもうこれ必要事項だということで推進されているということで理解はいたしました。ただし、本来の総合計画というものは、この実効性のある総合計画にするためにはどうするかという議論が必要かと思うんですね。もう市長もこのたび、2期目の市長。任期一応4年ということであります。総合計画というものが、目標年次があと2年ごと。途中で総合計画がぷつと切れますよね。先ほど、合併特例債の利用が延長もできる、過疎法もまだまだあるよと、33年まで使えるよと。合併特例債も平成31年まで使えるよと言ってあるならば、現在なる総合計画の見直しをして、本来、市長と総合計画の任期の期間中はやるんだというものの施策の本柱をぽんと入れる大切な時期だと思いますが、市長いかがお考えでしょうか。

○塚本副議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりでございますので、この策定をしておるときの状況と今の現況、全然変わってきておるといえることですね。だからこの状況を踏まえながら、今後何をやっていくかということは、態勢を占め直して取り組んでいけないけんと思っております。いろんなほかのうちの神楽の

未来創造の挑戦とかございますけど、これらを有効的にしていくためにはまだまだやらないけんこともございます。こういう問題を提起しながら、できるものからやっていくんだということで、これから原点に戻ってやるものを決めていきたいとかように思っております。状況がうちの長期計画をつくってきたときと非常に変わってきたということ。エネルギー政策をしっかりと指定しまして、それから過疎法のソフト的対応ができるということになってもしかりと。それから今PTAがやっておられます東北の支援をどうしていくとか、いろいろな課題がございますので、これらを踏まえて新しい観点に立って、また方向性を定めていきたいと。決して、ほんなげとくんじゃないんで、ただ、バックにはうちの財政が破綻しないような、健全な財政をにらみながらやっていくということで御理解をしてもらいたいと思います。

○塚本副議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 一回り市長が大きく見えまして、本当に頼もしく思えました。

ただ、本日の質問にもあったように、事業というものは一回計画したからいうですぐなれるものじゃないということを忠告したいと思います。というのは、本日のこのまちづくりについて、個性あるまちづくりの推進という形でどういった社会基盤整備をするかということでもちょっと調べていましたら、東広島高田道路というものがどんな状況で始まったかなと見ましたら、これ2006年1月、国土交通省国土計画局によりますと、2003年度に整備区間を指定して建設に着手して、向原吉田道路は整備区間に2004年度に指定されて、2005年度から建設に着手と書いてあるんですが、建設に着手しておるのは2012年じゃないのかなというようなことで、さっと決めただけでなかなか計画どおりいかないというのが行政計画かなと。でも、本市におかれましては光ネットワーク事業の整備を一般財源40億円でやるよと言ったものが、市長が国から10億円ぼんと引っ張ってきたと、ことし、去年ですね。一般財源でやるぞという意気込みでやってみても、やっぱりひょっとしたら神様が助けてくれることはないんですね。国が助けてくれたと、10億円くれると。ハートが熱くなれば、国がどうにもしてくれんかわかりませんが、どうにかなるよと。市長はどっちかと言うと、運の強いほうですから、きめ細やかな交付金とか緊急経済対策とか、このたびの光ネットワークの交付金とか、いろいろと交付金に強い市長でございますので、借金をぼんとやってみても財政計画をバックに、数字の強い職員がようけおってですから、一つ、本当に新たな総合計画に着手されることを望みまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○塚本副議長 答弁はよろしゅうございますか。

以上で、石飛慶久君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日9月13日、午前10時に再開いたします。御苦労さまでし

た。



午後 4時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員